

## 令和8年2月定例会 代表質問

令和8年3月2日  
角谷 庄一議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の角谷 庄一です。  
我が会派の代表質問を致します。



### 1.

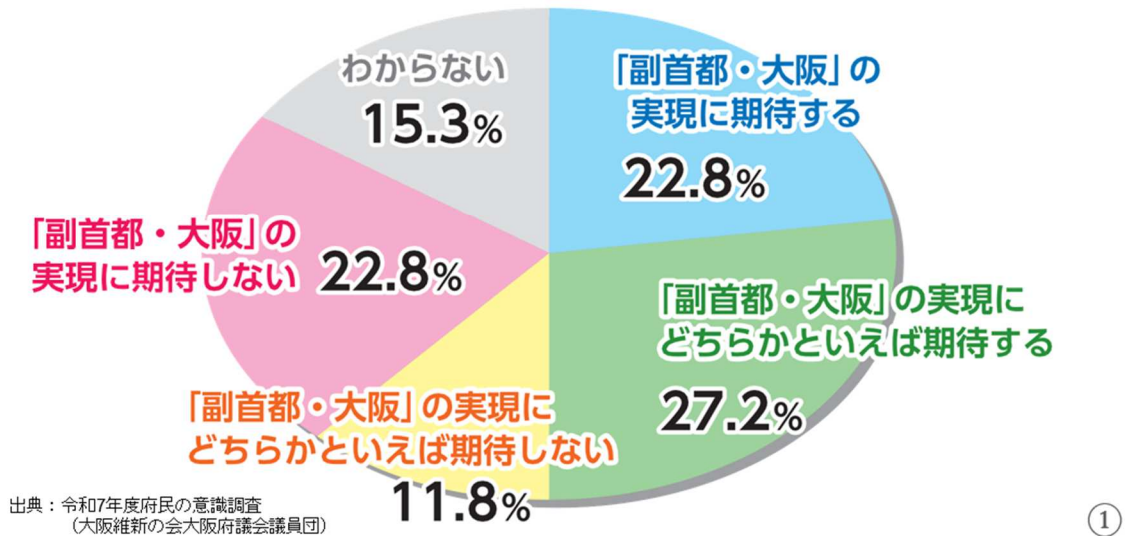
#### (1) 副首都について

①まず、先日の出直し選挙の意義について伺います。

大阪維新の会府議団が、2月12日から14日にかけて実施した副首都構想及び大阪都構想について実施したインターネットリサーチ調査によると、「副首都・大阪の実現に期待する」「どちらかと言えば期待する」と答えた方は50.0%で、全体の半数を占めています。大阪都構想については、「3回目のチャレンジを支持する」「どちらかと言えば支持する」が41.7%という結果。引き続き、副首都や大阪都構想について、丁寧に説明していく必要があると思います。

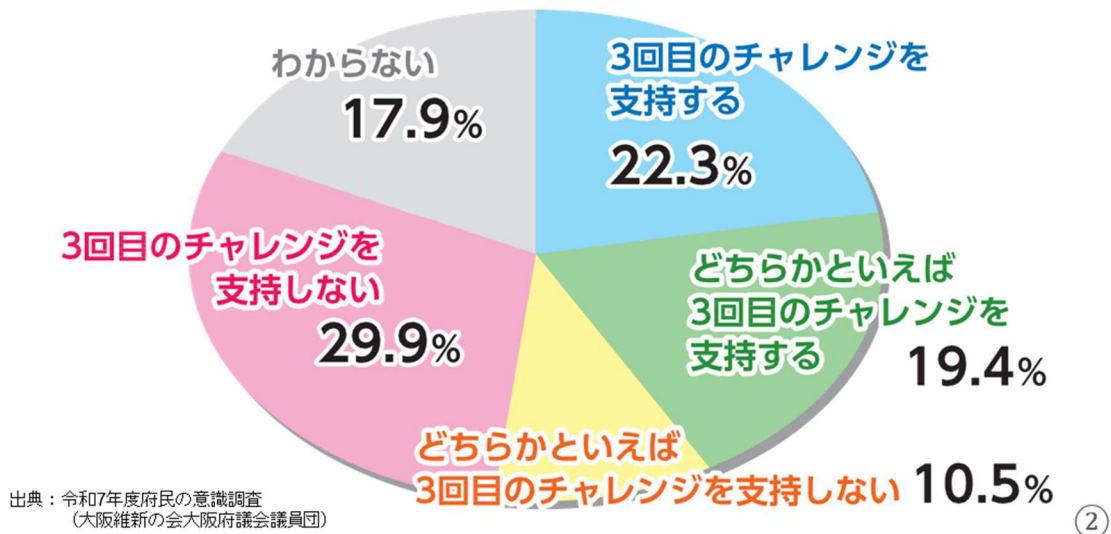
## 副首都構想について

「副首都・大阪」の実現についてあなたのお考えをお聞きします



## 大阪都構想について

大阪都構想実現に向けての3回目のチャレンジについて、改めてあなたのお考えをお聞きします



そこで、「副首都と都構想」について、府民・市民の方々が疑問に思っておられる点や意見について、順次質問してまいりたい。

今回、知事は、「大阪都構想の設計図を作る挑戦をしたい」と訴え、出直し選挙を行い、再選されました。しかし、知事は、2020年の2回目の住民投票後、「都構想に挑戦することはない」と発言していました。

府民からは、「なぜ今、都構想なのか分からない」という意見もありますが、なぜ、知事は出直し選挙に打って出たのか。今回の出直し選挙の意義を伺います。

(吉村知事)

○私が今回、横山市長とともに、いわゆる「出直し知事・市長選挙」に臨んだのは、「副首都・大阪」と「大阪都構想」を実現させるため。

○昨年10月、国政において、与党合意に基づき、副首都法案について協議が開始され、その後、法案の与党協議が進み、国の制度として「副首都」が確立されようとしている。

○大阪が、これまで10年にわたり掲げてきた、「副首都・大阪」がいよいよ現実のものとなりつつある中、副首都にふさわしい都市として、大阪府市が、新しく強い自治体に生まれ変わることが必要。そのためには、都構想を実現することが最適であり、都構想への挑戦を掲げて、選挙に臨んだ。

○今回の知事・市長選挙で、「都構想に向けた設計図を作る」ことについて信を得たと考えており、まずは、設計図作りの場である、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく協議会の設置に向けて準備を進めたい。

②次に、副首都実現に向けた大阪都構想の必要性について伺います。

「副首都法案の与党協議が進んでいる」とのことだが、「副首都と都構想は別物で、副首都に必ずしも都構想は必要ではない」という意見もあります。なぜ、知事は副首都実現に向けて、大阪都構想が必要と考えるのか伺います。

(吉村知事)

○大阪がめざす副首都は、非常時に首都機能のバックアップを担う単なる代替エリアではなく、首都と並んで日本の成長を力強くけん引する「経済の成長エンジン」としての役割を果たす存在。

○そのためには、国だけではなく、広域的な視点から成長戦略を策定し、産業政策やインフラ整備、まちづくりを一体的に推進する、強力な地方政府の存在が不可欠。

○とりわけ大阪のように、大阪府域を越えて人口・GDP・企業等が集積するエリアでは、成長戦略を大阪府域だけで描くことはできず、また、大阪府域を除く大阪府域だけで描くこともできない。

○大阪都構想は、府と市を再編し、新たに、広域行政を一元化し、成長をけん引する強力な広域自治体を生み出すと同時に、地域の実情に応じた住民に身近なサービ

スに専念する基礎自治体の設置をめざすものであり、都構想こそが、副首都として最もふさわしい地方政府のあり方であると考える。

### 【再質問】

2月27日の報道によると、「自民党と日本維新の会は、副首都は複数地域で設置可能とし、指定要件は、大都市法に基づく特別区の設置に限らない方針」を確認したとのことでした。大阪都構想が実現しなくても、副首都に指定される可能性が出てきたわけだが、それでも、大阪都構想に挑戦するのか、知事に伺います。

#### (吉村知事)

○このたび、副首都法案の与党間協議において、副首都の機能については、首都機能のバックアップに加え、経済成長のけん引も明確に示された。また、指定要件については、大都市法適用地域に限らないことについて合意された。

○これにより、大阪以外の地域、例えば札幌や福岡が、都市の実情に応じて、大都市法以外の手法を選択して、副首都をめざすことが可能となり、多極成長型社会の実現に向けて道を開くことができた。

○大阪が、我が国の成長エンジンの役割を担うためには、府域に集積する経済ポテンシャルを最大限に活かした成長戦略を描き、実践することが必要。あわせて、過去の府市のように二重行政、二重投資を発生させることなく、統一した方針に基づく重点投資や、スピード感のある施策展開を行うことが不可欠。

○このため、府と市を再編し新たに強力な自治体を生み出す都構想が、大阪における副首都として最もふさわしい地方政府のあり方と考えており、都構想の実現をめざしていく。

③今回の大阪都構想について、過去2回との違いを伺います。

大阪府・大阪市では、既に、2015年と2020年の2回、特別区設置に関する住民投票を実施し、いずれも否決されています。

府民、市民の中には、「なぜ2回も否決されているのに、また住民投票をするのか」という意見があります。今回の知事がめざす大阪都構想は、これまで2回と何が異なるのか質問します。

#### (吉村知事)

○大阪が長年掲げてきた「副首都」について、与党間で法案の協議が進み、国の制度として「副首都」が確立されようとしていることが、これまでの2回と大きく異なる点。

○大阪がめざす副首都は、非常時に首都機能のバックアップを担うだけでなく、首都と並ぶ日本経済の成長エンジンであり、そのためには、広域的な視点から経済けん引機能を果たす、強力な地方政府の存在が不可欠。

○副首都にふさわしい都市として、府と市を再編し、広域、基礎ともに新たな自治体を作ることが、今回の大阪都構想でめざすところ。

○国のあり方を大きく変える「副首都」が制度化されようとする今こそ、大阪において、この国の成長をけん引し、持続的な住民サービスを提供できる新しい自治体づくりを進めていきたい。

○都構想という統治機構改革により、副首都において強力な広域自治体を生み出すことで、我が国の東京一極集中の経済構造を克服し、将来の道州制における州都の役割を見据えた、多極成長型社会への転換をはかる第一歩を、大阪から踏み出していきたい。

④続いて、副首都における基礎自治体のあり方について伺います。

「都構想は大阪市域だけのことであり、市外のことが放置されているのではないか」という意見があります。

「日本の成長エンジン」となる副首都・大阪をめざすのであれば、府域全体での成長を実現すべきです。また、副首都にとって、経済けん引機能を担う広域自治体の存在が重要であることは分かりますが、自治体が担う業務は広域行政だけでなく、住民サービスがないがしろになってはいけません。大阪市だけでなく、府域全体の市町村のあり方について、どのように考えるか、知事に伺います。

(吉村知事)

○大阪が副首都として成長していくためには、成長をけん引する強い広域自治体をつくと同時に、ここ大阪に住み、学び、働く人々に対して、身近な住民サービスを提供する基礎自治体の役割が極めて重要であり、その機能を充実・強化していかなければならない。

○人口減少や少子高齢化が急速に進行し、将来の税収や職員数の確保が厳しい状況の中、市町村が直面する課題に対応するには、市町村が自ら将来の姿を描くことが必要であり、府内の一部地域においては、広域連携や市町村合併も選択肢のひとつとして議論がスタートしているところ。

○私がめざす副首都は、日本経済の成長をリードするものであり、このことは、府内市町村の取組みの充実につながるものと考えている。今後、具体的な副首都づくりの検討を進める中で、副首都にふさわしい基礎自治体のあり方についても、府内市町村とともに議論を深めていく。

## (2) 令和8年度当初予算編成と今後の財政運営について

令和8年度当初予算編成と今後の財政運営について質問します。

我が会派とのやり取りを踏まえ、昨年9月定例会において、「副首都・大阪」の実現に向けた高度な都市基盤の強化に加え、スタートアップの創出・成長の促進に向けた拠点・環境整備にも投資していくため、法人事業税・法人府民税法人税割にかかる府独自の税率設定を3年延長されることとなりました。

本議会で提出されている令和8年度当初予算案では、府税収入が2年連続で過去最高と見込まれる中、万博のレガシーを最大限に活かし、「副首都・大阪」の早期実現に向けた取組など、府の更なる成長に必要な施策へしっかり投資した予算だと受け止めています。

本年2月の財政状況に関する中長期試算では、税収見込みが増加する一方で、人件費や金利上昇による公債費の増などにより、前回試算から収支不足が拡大する傾向にあります。令和7年度末の財政調整基金残高は2,409億円と見込まれるとのこと。

今後も、人件費や社会保障関係経費など義務的支出の増加や金利上昇傾向が懸念されますが、予算を編成した知事に令和8年度当初予算案と今後の財政運営についての考えをお伺いします。

### (知事答弁)

○ 令和8年度当初予算案では、堅調な府税収入を背景に、府独自の税率設定による財源も活用し、万博のレガシーを活かした成長産業の創出や「副首都」化を見据えたまちづくり・都市基盤整備など、「副首都・大阪」の早期実現に向けた取組に限られた財源を重点配分する編成を行った。

○ 令和8年2月の財政状況に関する中長期試算では、長期金利や現時点で見込むことができる歳出への影響を反映したことにより、前回試算から収支不足が拡大する傾向にあるが、決算では平成20年度以降黒字を確保している。

○ 減債基金の復元が完了し、府債残高が減少する中で、財政調整基金も確保しているなど、財政健全化を着実に図ってきたが、今後も、財政規律を緩めることなく、金利上昇が見込まれる状況に留意しながらも、大阪の持続的な成長・発展に必要な投資を行っていく。

堅調な府税収入や、府独自の財源も活用し、「副首都」化を加速させ積極的に必要な投資を行っていただくよう強くお願いします。

### (3) 万博の成果・剰余金の活用について

①さて、大阪・関西万博が閉幕してから早くも4カ月が経過しました。会場では、iPS細胞や空飛ぶクルマ、ペロブスカイト太陽電池等の最先端の技術やサービスのほか、新たなビジネスモデルも展開され、国と国、人と人との幅広い分野での多様な交流が生まれるなど、盛況のうちに幕を閉じました。

大阪府としては、万博を一過性のイベントで終わらせることなく、これまでの取組みを振り返り、その成果等を今後の府政に活かしていくことが重要です。

府市の万博推進本部会議では、博覧会協会や民間シンクタンクを交え、万博の経済波及効果、これまでの活動実績や今後の取組みなどについて確認されたと聞いているが、それらはどのような内容であったのか、万博推進局長に伺います。

(万博推進局長答弁)

○まず、経済波及効果については、国や民間シンクタンクの試算結果にあわせて、国の数値を引用した府域の効果が、開幕前の想定を約5,000億円上回る約2.1兆円と試算されたことを確認した。

○また、来場者の安全安心や円滑な輸送をはじめ、地域の魅力発信や来場促進、賓客対応などの各専門部会から、これまでの活動実績と、それを踏まえた今後の取組みについて報告がなされた。

○さらに、大阪版万博アクションプランを振り返り、ライフサイエンス、次世代モビリティ、カーボンニュートラルなどについて、現在の到達点とともに、万博後のめざすべき姿として今後の方向性を共有したところ。

○こうした万博で生まれた様々な成果を、大阪の更なる成長・発展につなげていくよう、関係部局にしっかりと引き継いでいく。

②引き継いでいくことは勿論ですが、私としては、引き継いだ、その先に「形」としていくことが、やはり重要ではないかと思えます。国は昨年12月に成果検証委員会を設置し、万博の成果を社会に実装させる制度的枠組みの検討や剰余金の活用方針の検討等を行い、本年の夏頃までに結論を得る予定とのことでした。

そこで、万博の運営収支の剰余金額は、300億円以上とも聞いていますが、この剰余金をどのように活用すべきと考えているのか、知事のご所見をお伺いします。

(知事答弁)

○大阪・関西万博の運営収支の剰余金は万博レガシーの継承に活用すべきと考えている。

○現在、議論が進められている国の成果検証委員会に、私自身が出席し、剰余金を用いて、

・万博のシンボルでもある大屋根リングの一部を残置し、記念館とともに会場跡地においてレガシーを発信する取組や、

・万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化を後押ししていく取組、

・万博を契機としたスタートアップイベントや国際会議の継続開催による新たなビジネスチャンスやイノベーションの創出など、

万博の成果を後世に引き継ぐとともに、万博後の更なる成長・発展につなげていくべきである旨、申し上げたところ。

○引き続き、成果検証委員会を通じて、関係者でしっかりと協議を進めていく。

③万博の剰余金を活用して、万博レガシーの取組を進め、大阪・関西の更なる成長につなげていくべきというのは我々も同じ思いです。

万博レガシーの取組の実効性を確保し、着実に推進していくためには、官民連携が重要と考えますが、万博の剰余金を活用した万博レガシーの取組の推進体制について、知事のご所見をお伺いします。

(知事答弁)

○万博の成果を一過性で終わらせるのではなく、持続的な成長につなげていくことが重要。大阪・関西において万博レガシーとして取組むべき事項等を決定し、推進する体制として、今年度末をメドに、経済界、国、関西広域連合、大阪府・市のトップマネジメントによる会議体を立ち上げる方向で協議を進めているところ。

○まずは、最先端技術等の実装化に向けた取組からスタートし、並行して、この会議の運営団体の法人化に向けた検討を進め、

オール関西のトップマネジメントのもと、博覧会協会から承継する万博剰余金を財源に、実装化だけでなく、スタートアップイベントや国際会議の継続開催、大屋根リングを含めた万博跡地の活用などの取組を展開していきたい。

○大阪・関西が一丸となって万博レガシーの取組を展開し、未来社会につなげていくよう、経済界等と連携して取り組んでいく。

大阪府・市や経済界、国等が連携して万博レガシーを「形」にしていけるよう、しっかりと体制を組んで、進めていただくことを強く要望します。

万博来場者の約7割が近畿圏からで、そのうち大阪府内からが約4割、兵庫県内約1割と、地元の方々が万博を盛り上げてきたとも言えるのではないのでしょうか。今後も成果検証委員会で議論されると思いますが、万博の剰余金は、大阪・関西における万博レガシーの取組の財源として、より多く活用できるよう、国にも求めているようお願いいたします。

#### (4) 夢洲第2期区域における万博レガシーの継承と発信について

続いて、夢洲第2期区域における万博レガシーの継承と発信についてお伺いします。

昨年の9月議会の代表質問において、大屋根リングの一部残置を含めた夢洲第2期区域のまちづくりについて、「万博の剰余金の活用をはじめとする財源の確保などを前提に、リングの周辺区域を含め、万博を記念する公園としての整備を検討していくこととし、これ以外の民間開発については、2026年春頃から事業者募集を開始し、速やかに具体化を図る」との答弁がありました。

また、先月の副首都推進本部会議では、「第1期区域のIR、第2期区域、第3期区域が連携し、夢洲全体で万博の記録や成果を日本・世界へ発信する「万博レガシーの発信拠点」となる機能の導入を目指す」との議論がありました。

このうち、夢洲第2期区域では、「万博の記憶を後世につなげるため、大屋根リングを一部残置し、その周辺エリアを万博のレガシーを継承する記念公園として整備、情報発信・交流のための記念館の設置に向け、関係者調整を進める」とのことでありました。

大屋根リングをはじめとした万博のレガシーの継承と発信に取り組むとともに、万博で披露された様々な新技術を実装していくことが重要と考えます。

そこで、夢洲第2期区域において、このような万博レガシーの継承と発信に向けて、今後、どのようにまちづくりを進めるのか大阪都市計画局長にお伺いします。

(大阪都市計画局長答弁)

○ 夢洲のまちづくりについては、万博の理念や新たな技術、様々な交流が花開く場として、先導的な役割を果たすことが重要であり、夢洲全体で「万博レガシーの発信拠点」となる機能の導入をめざしている。

○ このうち、第2期区域では、府市が中心となって、大屋根リングや記念館を含む記念公園ゾーンの整備を通じて、万博で生まれた様々な交流やにぎわいを継承・発展できるよう検討していく。

○ さらに、民間開発エリアにおいても、万博で示された新技術の社会実装や、ショーケース機能の導入を図るなど、未来社会の実現に資するまちづくりを促進していく。

○ 今後、このような万博レガシーの継承と発信の方針を踏まえ、夢洲第2期区域のマスタープランを改定した上で、開発事業者募集につなげるなど、官民連携のもと、大阪・関西の更なる成長に向けて、万博の理念を継承したまちづくりをしっかりと進めていく。

お示しの通り、万博レガシーの継承と発信の方針を踏まえ、今後の大阪における発信拠点としての機能を、官民連携のもと充実させていただきたいと考えています。

記念館の設置などについても、単に万博のレガシーを飾るだけで終わらすことなく、しっかりと民間開発のショーケースなどになるような機能的な施設として、発展的な機能をもたせた形での設置を実施していただくことを要望しておきます。

また、万博のコンセプトである「未来社会の実験場」としての要素を考慮したまちづくりが重要です。万博会場において活用された様々なデータ活用及びデータ連携、新技術の活用実績をもとに、今後のまちづくりに活かしていただくことを求めます。

## （5）最先端技術の実装化・産業化について

さて、万博で披露された最先端技術の実装化・産業化に関して、先ほど知事からは、今年度末をメドに立ち上げる経済界、国、広域連合、大阪府・市のトップマネジメントによる会議体のもと、まずは実装化に向けた取組を推進するとの答弁がありました。

最先端技術の実装化にかかる令和8年度当初予算案として、5,000万円を計上し、各分野に精通したプロジェクトリーダーを配置し、実装化に向けた事業に取り組むとのことですが、プロジェクトリーダーの選定は取組の成否を左右する重要な要素であり、推進力のある方の選定をお

願いたいです。併せて、実装化に取り組む企業支援は、時機を逸することなく講じることが必要と考えます。

そこで、最先端技術等の実装化・産業化について、具体的にどのような進めようとしているのか、商工労働部長にお伺いします。

(商工労働部長答弁)

○大阪府においては、これまでも新ビジネスの創出や新技術・サービスの産業化に向け、関係団体とも連携し、様々な支援策を展開してきたところ。

○オール関西で取り組む実装化については、トップマネジメントによる会議体で順次、分野やプロジェクト及びプロジェクトリーダーの選定を行う予定。プロジェクトの支援にあたっては、早期実現に向けた対応が必要なものから着手できるよう、その体制について、関係者間で協議を進めているところ。

○具体的な支援としては、プロジェクトリーダーのもとで作成するロードマップに基づき、それぞれの状況に応じて、例えば、国プロジェクト獲得に向けた支援や民間投資の呼び込み、企業との協業に向けたマッチングなど、オール関西の資源を活用した支援を考えていく。

○また、規制緩和など制度面での課題に対しては、関西が一丸となって国に対し必要な要望を行っていきたいと考えている。府としてもこの枠組に積極的に参画することで、大阪・関西の成長に向けて取り組んでいく。

万博で披露された最先端技術の実装化・産業化については、オール関西で取り組んでいくことはもとより、大阪においても大阪府域内の社会実装を早期に実現するという念頭において取り組みをいただければと考えています。

プロジェクトリーダーの選定後は、そのプロジェクトから成る成果を大阪府域でしっかりと取り込めるよう、率先した提案や実装に向けたスピード感のある支援体制で進めていただくようお願いいたします。

## (6) 国際見本市「WHX Osaka」の継続開催について

大阪・関西万博を機に大阪に誘致された医療・ヘルスケア分野の国際見本市「Japan Health」が昨年6月25日から27日の3日間、インテックス大阪で開催され、22か国から425の企業等が出展し、万博関連事業に参加する国内外からのミッション団も含め約10,000名の関係者が来場されました。

そして今年、「Japan Health」は「WHX Osaka」と名称を改め、アジア太平洋地域を中心とする政府関係者等を招いた国際会議「WHX Leaders Osaka」を併催する形で、再び大阪で開催されると聞いています。

このような国際的な見本市を大阪に定着させることで、大阪・関西の健康・医療関連産業の発展はもちろん、副首都・大阪にふさわしい、世界トップクラスのMICE都市形成につながるものと考えます。

府として「WHX Osaka」の継続開催に向け、主催者と協力して取り組んでいくべきと考えますが、商工労働部長のご所見はいかがでしょうか。

(商工労働部長答弁)

○ WHX Osakaが、WHX Leaders Osakaと共に、万博のレガシーとして今後も大阪で継続開催されるためには、世界中の医療・ヘルスケア分野の関係者から注目されるイベントにしていく必要があると認識。

○そのため、国際会議に参加する政府関係者・ミッション団に加え、府が万博を機に親交を深めた海外クラスター等に出展勧奨を行うとともに、優れた技術や製品を持つ府内企業の出展にも努める。

○また、国内外からの出展・来場促進にむけて、府内スタートアップ等とのマッチングイベントや、中之島クロスを核として再生医療の産業化に関する国際的課題を議論・共有するラウンドテーブルの開催といった、特色あるサイドイベントも充実させる。

○さらに、これらに加え、大阪・関西のライフサイエンス分野のポテンシャルを国内外に向けて強力に発信するとともに、視察等を通じて都市の魅力を感じていただくなど、次年度以降の継続的な出展・参加につながるよう主催者と協力して取り組んでいく。

大阪・関西の強みであるライフサイエンス分野のポテンシャルをもとに、このWHX Osakaの継続開催を通じて、大阪発の医療・ヘルスケア分野のスタートアップ支援に強力に取り組んでいただくことをお願いします。

こうしたMICEの開催に合わせて、政府関係者やミッション団、その他ビジネスにおけるハイクラス層の来訪が見込まれる中、おもてなしの観点も重要であると考えています。

例えば、飲食施設やMICE施設近隣のインフラ整備、周遊観光までつなげていけるような戦略など、単なるビジネスのマッチング以外の面で

も、大阪の都市魅力を感じ、楽しみ、滞在していただけるような取り組みが求められます。

この内容については「魅力創造戦略2030」の中でもぜひ取り扱っていただき、MICE開催と観光施策の組み合わせをうまく実装できるよう、行政間での連携はもとより、民間企業との連携にも積極的に取り組んでいただけるようお願いいたします。

## (7) 今後の公共サービスのあり方について

次に、今後の公共サービスのあり方について質問します。

社会が大きく変化し、民間企業やNPO、地域団体など公共的役割を担うプレイヤーも多様化する一方で、家庭や教育、困難を抱える層など市場だけでは支えきれない領域も顕在化しています。加えて、人口構造の変化、物価・人件費の上昇、施設の老朽化が進む中、行政が従来どおりのやり方で全てを抱え込むことも現実的ではありません。

府として、社会情勢に対応した“公”が担うべき領域を改めて見直し、「公共サービス」をどう定義した上で、府有施設や公が行う事業を含めた、公共サービスの在り方を再構築していくのか、財務部長にお伺いします。

### (財務部長答弁)

○ 社会課題や行政に求められるニーズが多様化・複雑化している中、公共の定義も変化し、公共サービスの提供を担う様々なプレイヤーが増えていること等を踏まえ、府が提供する公共サービスについての考え方や、提供のあり方について、再検討、再構築していく必要はあると考えている。

○ 効果的かつ最適な公共サービスを最も効率的に提供していくうえで、行政の資源や制約のある手法では限界がある場合もある。厳しい財政状況から一定脱却しつつある今、行政経営の転換期と捉え、先進的な成功例に学びつつ、多様なプレイヤーが存在することや、住民ニーズが変化していることを踏まえ、府有施設や事業の必要性やあり方、公共サービスの提供方法を再構築するべく、企画立案から予算編成に至るプロセスにおいて、各部局と緊密に連携しながら、着実に検討してまいります。

## (8) 指定管理者制度の抜本的な改革について

公共的役割を担うプレイヤーの一人として、公の施設を管理運営する指定管理者がいます。指定管理者制度は、民間ノウハウを活用し、サー

ビスの向上や効率化を図る有効な手法として、大阪府でも幅広く導入されてきたところではありますが、制度導入から約20年が経過し、一定の成果と課題が見えてきたのではないのでしょうか。

今後は、単なる施設の維持管理にとどまらず、施設の効能をより高め、行政課題の解決に資する施設運営へと、指定管理者制度を「次の段階」に進める視点が必要であると考えます。

そこで、府として、指定管理者制度を今後も持続可能なものとするため、どのような方向性で制度を運用していくのかお伺いします。また、施設の実態によっては、指定管理者制度以外の手法も選択肢となり得ますが、どのように判断していくのか、あわせて財務部長にお伺いします。

(財務部長答弁)

○指定管理者制度は、住民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営の一層の推進を目的とするものであり、府においては、これまで積極的に導入を進めてきた。

ご指摘のとおり、20年が経過し、管理運営コストの増大、利用者数や稼働率の低迷、競争性の低下など、運用上の課題や制度の限界も顕在化してきた。

○今後は、昨今の財政状況の好転、住民ニーズやサービス提供主体の多様化などの変化を踏まえ、公の施設そのものの必要性やあり方を再検証するとともに、指定管理以外の手法も選択肢としつつ、指定管理料、利用料金、指定期間、自主事業のあり方など、指定管理者制度の運用について、柔軟に検討を進めていく。

## (9) 大阪府ファシリティマネジメント基本方針について

続いて、第2期大阪府ファシリティマネジメント基本方針（案）についてお伺いします。

第1期のファシリティマネジメント基本方針では、行財政改革を進めるため府有施設を可能な限り長寿命化することを主たる目的としていました。

しかし、次期基本方針（案）については、これからの時代にあった問題意識に沿ったものとするべきと考え、主に建物にとどまらず、道路、下水道などのインフラ施設も老朽化が進んでおり、今後の維持補修や更新が重要な課題であると考えています。

それぞれのインフラ施設については、基本方針（案）に基づき、個別施設計画が更新されると聞いています。これらの個別施設計画の更新に

あたっては、各施設所管部局任せにするのではなく、財務部もしっかりと関与し、新たな基本方針（案）の考え方を十分反映し、整合性を図りながら系統的に検討していくべきです。

加えて、施設の活用・長寿命化・更新については、個々の施設の物理的な課題の面から捉えるのではなく、基礎自治体や民間の類似施設の存在やエリアの活性化など、幅広い視点で総量適正化や再整備のあり方を検討すべきです。

これらの点について、次期基本方針（案）をとりまとめる財務部長のご所見はいかがでしょうか。

（財務部長答弁）

○ 次期基本方針（案）では、将来的な行政需要を見据えて、総量の最適化・有効活用を進めるとともに、築後70年を目安としつつも、財政需要と事業量を平準化させながら、築後70年に満たない施設も含めて、計画的、着実に必要な建替を進めることとしている。

○ インフラを含む施設全体について、財産活用・行政経営・財政運営などの観点から、所管部局と丁寧に協議し、基本方針（案）における課題認識や維持保全・計画的な更新についての基本的な考え方を徹底した個別施設計画の策定に努めてまいりたい。

○ また、今後の府民ニーズの変化を踏まえた施設の必要性、規模・水準、府内における民間や基礎自治体相互の施設配置等を確認し、施設の統合・集約、建替を計画的に行い、より効果的な施設の整備に努める。

コスト削減し、施設の最適化を図る事はもちろんですが、土地をはじめとする財産の売却や貸与など、財産を運用する視点も持ち合わせ、公共資産価値の最大化を図ることをお願いします。

### （10）万博記念公園の入園料改定後の取組について

さて、府としての今後の指定管理者制度のあり方や運用改革の方向性についてご答弁いただきました。

これに関連して、指定管理者制度導入施設である万博記念公園については、昨年11月定例会で入園料の上限改定に関する条例改正案が可決され、本年4月1日より入園料が改定されることとなりました。

近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、公園を良好な状態で管理運営し続けるためには、入園料の改定は一定やむを得ないと考えますが、同

議会において、我が会派からは、来園者の満足度向上に向け、公園の魅力向上やサービスの改善を進めるよう強く求めたところであり、それを受けて、今後、どのような取組を行っていく予定でしょうか。

また、今回の入園料改定に伴い、中学生までは無料となりますが、大人の来園者のご負担が増えることから、若年層や高齢者の方が、引き続き楽しむことができ、来園しやすくなるような負担軽減策も検討すべきと考えますが、あわせて府民文化部長のご所見をお伺いします。

(府民文化部長答弁)

○ 万博記念公園においては、今回の入園料改定により、安定した公園の管理運営を確保するとともに、来園者数のさらなる増加をめざし、一層の魅力向上と質の高いサービスの提供に努めることが重要と認識している。

○ このため、令和8年度には、ミyakミyakモニュメントなど、大阪・関西万博のレガシーを活用した事業を実施するとともに、園内利便施設の改修、入園ゲートにおける券売機のキャッシュレス化などに取り組むこととしている。

○ また、来園者の負担軽減と利用促進を図る観点から、年齢層や期間を限定した入園料の割引などを実施する予定である。

○ 今後も、1970年大阪万博を記念する緑に包まれた文化公園として、適切に管理運営を行うとともに、多くの方々に来園いただけるよう、さらなる活性化に向け、しっかりと取り組んでいく。

いま答弁のありましたとおり、万博記念公園は、1970年大阪万博の理念を継承する緑に包まれた文化公園です。今も世代を超えて、訪れていただいておりますが、料金改定を契機として、単なる維持管理から一段進んだ「攻めの公園経営」へと進化させることを強く要望いたします。

## (11) 山のおもてなし推進について

①次に、大阪の山の魅力に関してお伺いします。

大阪は、北摂や金剛・生駒山系など三方を山に囲まれ、市街地と山地が非常に近接していることから、都心部より麓まで公共交通で約1時間と利便性が高いです。

日本最大級の吊橋で人気の「ほしだ園地」や囲炉裏や五右衛門風呂など里山体験ができる「ほりご園地」など大阪府民の森9園地のほか、関西で最も登山者が多い金剛山を縦断する「ダイヤモンドトレール」を含

む総延長300 kmに及ぶ長距離自然歩道などを有し、大阪の山が持つポテンシャルは非常に高いといえます。

これら、大阪の山の魅力向上を図ることで、観光需要に対応でき、周遊観光の促進による地域の活性化にもつながると認識しています。

府では今年度、「山のおもてなし基本構想」を策定し、3つの取組方針として「大阪ならではの新しい体験価値の創出」「安心・安全で快適な環境づくり」「質の高い維持管理と戦略的なプロモーション」を掲げ、府内の周辺山系を6エリアに分け、それぞれの特徴を活かし、15年かけて取り組んでいくと聞いています。

今後、どのように「山のおもてなし」に取り組んでいくのか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長)

○「山のおもてなし基本構想」は、山を訪れる全ての人に、自然と地域の魅力を心地よく安全に楽しんでもらうための全体構想。

○豊かな自然や歴史資源、都市からの距離の近さといった高いポテンシャルを活かしつつ、スポーツ利用など最近の多様なニーズに対応できるよう、山の新たな魅力や価値を創出し、ブランド化を図ることで、インバウンドを含む多くの人に訪れていただき、「山の賑わいづくり」を推進していくもの。

○例えば、明治の森箕面国定公園においては、「森の中で過ごす、贅沢な一日」というブランド方針のもと、滞在型観光の充実を図ることとしている。今後、自然を感じながら心地よい散策ができる周遊路や、滞在機能を付加したビジターセンターへのリニューアルなど、周辺の観光資源との相乗効果が現れるよう、賑わい空間の創出について検討していく。

○また、多くの方に山のすばらしさを知ってもらえるよう、ハード整備だけでなく、ソフト面にも力を入れることとしており、訪問者の属性や訪問目的などに応じたターゲット別プロモーションを行うとともに、季節毎に開催されている地域に根付いたイベントと連携した企画なども展開していく。令和8年度は、地域の魅力スポットを盛り込んだ複数の周遊モデルコースを選定するとともに、インバウンドを含む観光客を対象とした動画によるプロモーションツールを作成する予定。

○こうしたブランド化により大阪の山が多くの方にとって魅力的なものとなり、何度でも訪れたいくなるよう取り組んでいく。

②山のおもてなしの基本構想に基づく取組内容はわかりました。山の賑わいだけでなく、地域の賑わいづくりにもつながるため、今後の取組

について期待していますが、持続的な取組とするためには、訪れる人だけではなく、地域にも喜ばれる取組でなければなりません。

山のおもてなしの取組に先行して、実施した「なるかわ園地」でのナイトガレッジマーケットでは、地元の飲食店など20店舗近くが出店し、約3,000人の方の来園により新たな賑わいが生まれました。

また、府民の森ほしだ園地では、吊橋のライトアップに伴うナイトイベントのほか、野外活動施設、植物園、電鉄会社、交野市とも連携したスタンプラリーなどを開催し、昨年4月から12月の間に、約3万人の方に参加していただき、交野市私市エリアの賑わいにつながりました。

いずれも、イベント参加者が、地域の店舗を訪れるなど、経済的な効果もあったと聞いています。

こうした取組により、地域の経済効果の創出をさらに進めるべきです。「山のおもてなし」において、地域の賑わいづくりをどのように達成していくか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

○ 「山のおもてなし基本構想」では、山の賑わいを地域の活性化にもつなげていくため、地元の特産品や農産物、飲食店、温泉施設、文化施設など、地域の観光資源を巡っていただくよう、取り組むこととしている。

○ そのため、地元市町村や観光協会などと、山と周辺地域の賑わいづくりを進める協議会を各エリアで立ち上げ、例えば、府民の森において、地元の人気ショップが参画するマルシェイベントや、周辺の観光スポット、地元の商店街を巡るウォークイベントを開催するほか、賑わいにつながる店舗を誘致するなど、地域経済の発展に結びつける取組を検討していく。

○ 市町村や地元との連携を深め地域の賑わいづくりに寄与できるよう、「山のおもてなし」を推進する。

市町村の関連部局とも連携を図り、地域経済や活性化にも貢献できるよう、積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。

また、大阪の山は市街地と近接していることが特徴ではあるものの、中には、最寄り駅やバス停からの二次交通が少なく、長距離の歩行が必要な場所もあります。そのため、イベント時の臨時バスや、レンタサイクル導入検討など、人の動線を十分考慮し、山に来ることができないとならないような山の手前からの丁寧な「おもてなし」を要望しておきます。

## (12) 府域全体の森林保全について

昨年2月の府議会代表質問において、我が会派から府域全体の森林保全についてお伺いした際に、長期的な取組みを盛り込んだ森林の保全・活用に向けた新たな計画を今年度中に策定すると答弁があり、現在、「大阪府森づくり推進アクションプラン」の策定を進めていると聞いています。

このプランの実施に当たっては、森林・林業に関わる関係者の理解や協力を得ながら一丸となって、その実現に向けての取組を進めていくことが重要であるとともに、目標に向けて着実に推進していくためには、その実効性を担保する財源や、森林の育成を担う人材の確保が不可欠であると考えます。

今後、このプランの実現に向けてどのように取り組んでいくのか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長)

○大阪の森林が、将来にわたって、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収をはじめとした多様な公益的機能を発揮するためには、地形や植生、森林経営の状況等に応じて適切な管理を行うことが重要であり、今年度、府内約5万5千ヘクタールの森林を対象に、整備・保全の方向性と、維持・管理の手法を定めた「大阪府森づくり推進アクションプラン」を策定している。

○本プランでは、森林を防災・減災対策を重点的に進めるエリア、森林経営を強化し自立的な管理を促すエリア、公益的機能を高めつつ維持管理労力を極力低減していくエリア等に分け、それぞれ、治山対策・流域治水対策の推進や、きめ細かな路網の整備等による木材供給力の強化、多様性の高い広葉樹林への転換等を進めることとしている。

○あわせて、森林の管理体制については、森林整備への省力化・省人化技術の普及による労働効率の向上を図るほか、森林経営をサポートする人材の育成にも取り組むとともに、引き続き、府民・企業参加型の森づくり活動を促進していく。

○今後、この新たなアクションプランに掲げる目標を達成するため、現在、行っている森林環境税による対策を着実に進めるとともに、国庫補助金や様々な交付金等の活用を図っていく。さらに、あらゆる主体との連携・協働により、将来にわたって森林の公益的機能が最大限に発揮できるよう、しっかりと取り組んでいく。

## (13) 全国豊かな海づくり大会について

①さて、第45回全国豊かな海づくり大会が、いよいよ今年11月に大会本番を迎えます。

我が会派では、これまで本会議や常任委員会において、全国からお越しになるたくさんの方々に大阪湾の環境保全や都市型漁業の取組をはじめ大阪の食や文化等についての魅力を発信する絶好の機会として取り組んでもらいたいとの質疑をしてきたところです。

本大会の広報・周知については、これまでも大阪府、市町村、民間企業等が連携し、様々な取組を実施されてきましたが、さらに多くの府民に知っていただけるように取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

大会まであとおよそ8か月、本大会の成果として大阪の宝である大阪湾を次世代に残していくためには、多くの企業などにもご協力いただき、もう一段、取組内容をレベルアップして進める必要があるのではないかと考えています。

そこで、機運醸成の取組をさらに充実させるとともに、大会後もみすえ、豊かな大阪湾を継承することが重要であると考えますが、今後どのような取組を進めていくのか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

○魚庭の海おおさか大会を魅力あふれるものとし、大阪湾の豊かさを次世代に引き継いでいけるよう、豊かな海づくりにつながる取組をさらに加速し、府内全域で将来にわたり継承していくことが重要であると認識。

○そのため、これまでに取り組んできた市町村や民間企業等と連携した魚食普及イベントや集客施設等での体験型ワークショップのほか、新たに大阪の水産物を全国に誇れる名品として広く知っていただけるよう、マスメディアの活用等、あらゆる機会を通じて情報を発信していく。

○また、府内の漁港や朝市をめぐり水産物の魅力を体験・実感する周遊イベントなどを実施するとともに、より多くの協賛企業を確保することにより取組内容を拡充させ、さらなる機運醸成を図っていく。

○さらに、大会後も、多様な主体と連携し、海を守る行動を促進するとともに、養殖業の推進など大阪の水産業の成長産業化や、藻場等のブルーカーボン生態系の保全・再生・創出を進めることにより、豊かな大阪湾の継承に向けて、着実に取り組んでいく。

②大会まで9か月を切り、これからさらに準備が大変だと思いますが、大会成功に向けてぜひ頑張ってください。

大会の成功に向け、知事の決意をお聞かせ願いたいです。

(知事答弁)

○ 昨年11月に開催された三重大会に出席し、三重県を挙げて水産業や環境保全等に取り組んでいる様子を目の当たりにし、よりいっそう大阪での大会を意義あるものとして成功させたいとの決意を新たにしました。

○ 大阪大会では、都市型漁業や環境保全に関する取組みに加え、歴史・文化や、魚食をはじめとする食など、大阪の魅力を全国に力強く発信していく。

○ 併せて、大阪・関西万博で醸成された、持続可能な社会をともに創っていこうという意識や行動などを継承し、民間企業など多様な主体と連携しながら、オール大阪で本大会を成功させるよう、万全の体制で進めていく。

○ 大阪大会が、経済発展による都市の成長と環境に配慮した豊かな海づくりが両立できることを全国に発信するとともに、大阪産(もん)の地産地消を進めていくなど、府民一人ひとりが豊かな海づくりに向けてできることを考え実践する契機となるよう、しっかりと取り組んでいく。

大阪では初めての開催となる海づくり大会の成功に向け、ぜひとも尽力していただくとともに、我々もしっかりと応援していきたいと思えます。

答弁にもありました、民間企業等多様な主体の方々との連携や、万博で作上げられたネットワークを活かし、多くの魅力あるプレイヤーの方々の参画も図っていただき、大阪の魅力発信に務めていただきますようお願いいたします。

#### (14) 野生動物について

①次に野生動物に関してお伺いします。

近年、野生動物による農業被害が府内において増加していると聞いており、特に特定外来生物であるアライグマについては、令和6年度被害額が過去最高の約8,400万円であり、シカやイノシシを上回る被害額でした。更に、アライグマの捕獲頭数も年々増加しており、令和6年度の捕獲頭数は約3,800頭と過去最大であったことから、府内において生息数や生息域の拡大が予想され、今後の更なる被害の増加を危惧しています。

そこで、アライグマによる農業被害等を予防・対策するためには、これまでの手法に加えたさらなる取組みが必要と考えますが、今後、アライグマの被害対策にどのように取り組んでいくのか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

○アライグマによる被害については、農業被害だけでなく、家屋侵入等による生活環境被害が生じている他、動物由来感染症の伝播や生態系への影響などが懸念されており、外来生物法による飼育や輸入などの規制だけでなく、積極的な防除をすることが重要と認識している。

○そのためこれまで本府では、同法に基づき「大阪府アライグマ防除実施計画」を策定し、市町村における捕獲推進と、侵入防止柵設置などの被害防止推進の両面の取組みを進めてきた。

○さらに、本年4月から開始する第5期計画において、新たにGPS発信機による生息環境調査やセンサーカメラによる生息密度推定などの科学的な分析に基づき、より効果的かつ効率的な捕獲方法を検討し、更なる捕獲の推進に取り組むこととしている。

○今後とも、捕獲等の積極的な防除を推進し、アライグマによる被害の予防・対策に取り組んでまいります。

②アライグマ被害への取り組みは理解しました。引き続き対策をお願いします。

農業被害の一方で、市街地での野生動物による糞尿被害や住居破壊などの生活環境被害も府内において増加していると聞きます。

さらに、アライグマなどの野生動物にはマダニが付着していることが多く、近年そのマダニが媒介して人に感染する動物由来感染症のリスクが高まっており、特に「重症熱性血小板減少症候群」、いわゆる「SFTS」の昨年の全国の患者は191人と過去最多の患者数であり、中には死亡するケースもあったと聞いています。

このような中、国においては、動物由来感染症の予防・対策として、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決に向けて活動する考え方、いわゆるワンヘルス(One Health)を厚生労働省、農林水産省及び環境省が提唱しています。

このような考え方がある中で、人の生活圏に侵入しつつあるアライグマなどの野生動物に起因する動物由来感染症の予防対策にどのように取り組んでいるのか、環境農林水産部長にお伺いします。

(環境農林水産部長答弁)

○昨今、野生動物が里山や都市部に出没するなど、人と接触する機会が増えており、健康被害や公衆衛生上の問題などを引き起こす可能性があることから、捕獲を

推進することで接触の機会を減らすとともに、野生動物に起因する動物由来感染症に関する府民への注意喚起が必要と認識。

○そのため、当部としても、関係部局で構成される大阪府動物由来感染症対策連絡会議に参画し、動物由来感染症サーベイランス実施計画に基づき、捕獲したアライグマの検体を提供するとともに、サーベイランスの結果をホームページで公表し府民へ注意喚起するなど、ワンヘルスと同様の考え方により、庁内横断的に取り組んでいる。

○さらに、議員ご指摘のとおり、野生動物にはマダニが付着していることが多く、野外でのマダニ対策も重要であることから、生活圏内に近づく野生動物の捕獲に取り組むとともに、マダニ注意喚起チラシを府立環境農林水産総合研究所と連携して作成するなど、府民への啓発も行っているところ。

○引き続き府民の安全安心の確保のため、野生動物を起因とする動物由来感染症対策について、庁内関係部局と連携して取り組んでまいります。

山のおもてなし構想においても、来訪される方々への対応はもちろんのこと、住民の方々が抱えておられる様々な課題もあることから、対策の推進は必要であると考えます。

まずは広域自治体の大阪府として、適切な対応が取れるよう、市町村への積極的な支援を実施いただくことを求め、次の内容に移ります。

### (15) 府立高校改革の推進について

続いて、府立高校改革の推進についてお伺いします。

これからの社会を担うグローバル人材等の育成に向けた教育は極めて重要です。

人材育成に当たっては、2040年産業構造・就業構造推計によると、事務職は2040年に440万人余剰となる一方、AI・ロボット等の利活用を担う人材は340万人不足する可能性が指摘されています。

昨年2月に日本経済団体連合会が出した「2040年を見据えた教育改革」でも、こうした社会情勢に対応した人材育成の必要性と、そのための多様性・好奇心・探究力を伸ばす教育等への改革が必要との見解が示されました。

これからの府立高校改革においては、変化する社会や産業界のニーズを常に把握しながら教育改革を進めていく必要があることから、今後、どのような取組を進めていこうとしているのか、教育長のご所見をお伺いします。

(教育長答弁)

○社会が加速度的に変化する中、アクションプランでは、例えば、全府立高校における姉妹校への短期留学等を通じた英語を話す力・話す意欲の向上や、工業系高校での先端技術に対応した実践的な学びへの変革など、子どもたちに求められる多様な資質・能力を育むための取組を進めることとしている。

○また、新たに、府立高校生が、大阪・関西万博で得た経験や学びを生かし、学校の枠を超えてチームを組み、企業や大学と連携して、先端技術を活用した製品・サービス等の社会実装をめざす探究活動を行い、変化する社会に対応できる、創造力・探究力・協働力を育成していく。

○府教育庁としては、今後、産業界との連携を一層推進し、府立高校生に社会の変化に対応した学びを提供できるよう、改革を進めてまいります。

社会のニーズを的確にとらえ、教育課程のその先を見据えた教育改革を行い、高校生が社会への対応力を養え、全力で取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

#### (16) 私立小中学校の経常費補助金の引き上げについて

我が会派から、先の総務常任委員会や一般質問において、私立小中学校の経常費補助金のカットの見直しについて質問・要望を行いました。

今般、副首都大阪の実現をめざす中で、副首都を支える基盤として、また万博後の大阪の成長・発展を確固たるものにするためにも、子どもたちの教育環境を充実させ将来の大阪を支える人材を育成していくことが不可欠です。

私立小中学校の経常費補助金は、平成20年度から、府の財政再建プログラム案により、補助単価のカットが17年間続いています。私立小中学校が公教育の一翼を担い、特色ある教育を展開することで、府民の多様なニーズに応えていることや物価高騰等が学校運営に悪影響を与えている現状を踏まえ、カットを見直すべきとしていたところです。

今回の当初予算案で、カットの見直しが行われたことは、大阪全体の教育の質の向上につながるものとして、評価できます。

そこで、今後の大阪の教育力の向上や人材育成に向けた私立小中学校への期待について、知事にお伺いします。

(知事答弁)

○ 副首都をめざす大阪の成長・発展のためには、次代を担う子どもたちへの投資が不可欠であると考えており、私としては、子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を追求できる社会をめざして、公私を含めた大阪全体の教育の充実に取り組んでいるところ。

○ このような中、私立小中学校に対する経常費補助金については、私立小中学校が行う魅力・特色ある教育を支援するため、財政状況も踏まえ、令和8年度からカットを見直すこととした。

○ 私立小中学校においては、学力の向上やスポーツ・芸術分野の能力向上などの、多様な府民ニーズに応える特色ある教育を推進いただき、大阪の教育の質を高めていただくことを期待している。

### (17) 学びの多様化学校の学習環境整備について

次に、学びの多様化学校の学習環境整備について質問します。

本年4月、学びの多様化学校である「大阪府教育センター附属高等学校窓明分校」が開校します。この学びの多様化学校は、不登校の実態に応じた特別な教育課程を編成することができ、不登校を経験した生徒が再び学びにつながるための新たな選択肢として期待されています。

1月に、会派の議員が設置場所である大阪府教育センター及び、大阪府教育センター附属高等学校の視察を行い、今後の施設整備の方向性について話をお伺いしました。不登校を経験した生徒が安心して登校できるよう動線上の配慮を行うなど、安全性と心理的負担の軽減に配慮した環境づくりを進めていただいていることを確認したところであり、引き続き、着実な整備をお願いしたいと考えています。

また、不登校経験のある生徒に対しては、施設整備に加え、教員のほか多様な職種の人材を有する人的体制の整備も重要であると考えています。

そこで、窓明分校で学ぶ生徒に対してどのような人的体制を整えていくのか、教育長のご所見をお伺いします。

#### (教育長答弁)

○ 学びの多様化学校である窓明分校は、不登校を経験した他の府立高校に在籍する生徒が、生徒同士や教員等との対面での関わりの中で安心して学べる新たな選択肢となるよう取り組んでまいり。具体的には、対面での授業を前提としつつ遠隔授業等をより柔軟に活用できることに加え、生徒の興味関心に応じた特徴ある学びを卒業に必要な単位に含めるなど、安心して学ぶ意欲を持ち続けられる環境を整えることが重要である。

○こうした観点から、生徒の日常の不安や変化に丁寧に対応できるよう、教員に加えて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや生徒の興味・関心に応じた学習を支援する外部講師、生徒が気軽に相談しやすい学生スタッフといった多様な人材を配置するための費用を来年度当初予算案に計上し、体制整備を図ることとしている。

○生徒が学校内外の学びや人と関わることで、自立する力と自信を育み、明るい未来へとつながる事ができる、まさに「窓明」という、窓から一筋の明るい光が差し込むとの校名に込めた思いが実現するよう、しっかり取組みを進めてまいります。

## (18) 不登校の実態把握について

①続いて、小中学校の不登校の児童生徒への支援についてお伺いします。

増加する不登校の子どもの背景はさまざまで、その要因が絡み合っており、子ども一人ひとりの状況やニーズが異なっていると認識しています。

個々に応じた支援を行うためには、不登校の子どもの状況等を正確に把握し、適切な支援につなげることが重要です。

しかし、登校できていない児童生徒の状況を把握することは困難を伴うのではないかと考えます。そこで、大阪府では、不登校になった子どもの実態をどのように把握しているのか、教育長にお伺いします。

### (教育長答弁)

○小中学校では、不登校の子どもやその家庭に対し、状況に応じて電話連絡や家庭訪問、オンラインでの面談等、あらゆる方法で子どもの現在の状況や気持ちを聞き取り、実態の把握に努めている。また、市町村教育委員会においては、学校からの情報を域内全体の実態として把握し、各校での適切な支援について指導助言を行っている。

○大阪府としては、年1回の国調査に加え、府域の全市町村を対象に、学期ごとの調査を実施し、よりタイムリーに府内の実態把握に努めている。特に「不登校等対策支援事業」の対象校については、各校での個別の支援状況について、より詳細な把握を行っている。そのなかで、学校や市町村での支援につながりにくい子どもが一定数存在していることから、その傾向や支援のあり方等について、市町村への指導助言を行っているところ。

②大阪府や府域の各市町村で不登校の実態把握を進めていることは理解しました。教育長の答弁にもあるように、不登校児童生徒の中には学校

が状況を把握することが難しい子どももあり、支援につなげにくい状況があると認識しています。実際、昨年公表された国調査の結果によると、令和6年度の府内小中学校における不登校者数は前年度より約900人増加し、22,842人となっています。

府教育庁として、不登校の課題にさまざま取り組んでいると認識していますが、この現状についてどう捉えているのか、また、今後、どのように取り組みを進めていくのか、教育長にお伺いします。

(教育長答弁)

○ 令和6年度の国調査では、府内小中学校の不登校者数は年々増加する結果となったものの、当該年度に新たに不登校となった子どもは小中学校ともに減少した。これはスクールカウンセラーや、「校内教育支援ルーム」での支援員による関わりにより、子どもの登校に対する不安がやわらぎ、不登校の未然防止に効果があったものと捉えている。

○ 一方、一旦不登校になった児童生徒については、長期化する傾向があり、全体の不登校者数の増加につながっている現状がある。

○ これらの成果や課題を踏まえ、今後の取り組むべき施策を改めて「大阪府不登校支援パッケージ2026」としてとりまとめたところ。本パッケージでは、スクールカウンセラーの配置拡充等に加え、今年度から設置した大阪府不登校支援センターにおいて、新たにメタバース空間の開設等も予定しており、これまで支援につながりにくかった子どもにも、必要な支援が行き届くよう、引き続き取り組んでまいります。

## (19) 子どものSOSに対する適切な支援について

次に、子どものSOSに対する適切な支援について質問します。

小中高生の自殺者数が、令和7年に532人と、統計開始以降で最多となり、極めて深刻な状況です。

昨年6月、子どもの自殺対策を強化するための自殺対策基本法が改正されました。同法では、「関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする」という学校の責務が明記され、さらに、文部科学省から令和7年12月12日付け通知「児童生徒の自殺予防に係る取組について」においても、今般の法改正を踏まえて、関係機関との連携強化を含め、学校における自殺予防の取組の一層の充実を図るよう記述されています。

そこで、児童生徒の些細なSOSに早期に気づき、支援につなげていくため、府立高校ではどのような体制を作っているのか、教育長にお伺いします。

(教育長答弁)

○深刻な悩みや不安を抱える生徒を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、教職員が生徒の些細な変化を逃さず、生徒の抱える不安や悩みを受け止め、支援策を組織的に検討することが重要であると認識。

○府立高校においては、全生徒を対象に、いじめや日常生活に関するアンケート等を行っており、悩みや不安を抱える生徒を把握した場合には、学校医やスクールカウンセラー等の専門人材と協働して、支援策を検討し、必要に応じて他部局や市町村等の学校外の関係機関との連携を図っている。

○特に、希死念慮を抱える生徒が在籍する学校に対しては、教職員が大阪府こころの健康総合センターにある「若者の自殺未遂対応チーム」の精神科医等から助言等を受けることができるよう働きかけている。

○今後とも、生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、教職員とさまざまな専門人材が連携した「チーム学校」による体制の充実に取り組んでまいります。

今回の法改正は、単なる理念の確認ではなく、学校の責務を明確化し、関係機関との連携を含めた実効性ある体制の強化を求めるものです。

小中高生の自殺者数が過去最多となる中、もはや従来の取組の延長線上での「充実」では不十分で、求められているのは、明確な責任体制のもとでの実効性ある「強化」です。

とりわけ、学校生活や人間関係、進路、いじめ等、学校に関連する要因が背景となる事案については、「学校関係が起因する自殺ゼロ」をめざすという強い決意のもと、対策を講じるべきです。学校が関わる問題で子どもの命が失われることがあってはならないという明確な姿勢を見せていただきたいです。

これまでの取組の検証を行い、何が十分で、何が不足しているのかを明確にした上で、関係機関との連携の在り方、専門人材の活用、校内の組織体制の在り方も含め、体制強化策を主体的に検討、構築すべきです。

子どもの命を守る責任は極めて重いです。このような危機的状況を踏まえ「充実」にとどまらない、法改正の趣旨に沿った強化策を速やかに示すよう強く要望いたします。

## (20) こども性暴力防止法について

今年12月25日のこども性暴力防止法施行を控え、子どもを性暴力から守る取組みを行う主体が実施すべき事項について、詳細を示したガイドラインが、国において示されたところです。

また、学習塾やスポーツ教室などが、直接、国に申請し、認定を受ける仕組みが明らかにされ、あわせて認定された学習塾などが利用できる「こまもろう」マークのデザインが公表されました。

こどもをまもろう みんなでまもろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

③

我が会派では、これまで、義務対象である学校設置者の立場での取組みについて、教育庁に質問を行ってきました。

一方で、こども性暴力防止法の義務対象には、保育所や認定こども園、放課後デイサービスなど、福祉施設も多く含まれています。

これらの施設においても、取組みが着実に行われる必要がありますが、府としてどのように対応していくのか、また、子どもへの性暴力根絶のためには、教育部門と福祉部門がそれぞれ役割を果たすだけでなく、連携も必要と考えるがいかがでしょうか。福祉部長にお伺いします。

(福祉部長答弁)

○児童福祉施設においても、子どもへの性暴力は決してあってはならないものです。

○府として、これまでも、施設職員への研修などによる未然防止の取組みや、発覚時の早急な対応について、教育部門と連携しながら指導・監督を行っています。

○今般示された、国のガイドラインに沿って、従事者への研修や就業規則の整備など、法施行までに義務対象の事業者が実施しなければならない事項についても引き続き、教育関係部局や市町村等の関係機関と連携・調整しながら、周知や準備状況の確認を行ってまいります。

○今後、法施行に向け、事業者がガイドラインをふまえた取組みに万全を期せるよう、指導を徹底し、子どもが安全に過ごせる環境を確保してまいります。

こども性暴力防止法の施行を目前に控え、子どもを性暴力から守る取組は、教育・福祉のいずれの分野においても、最優先で取り組むべき重大な課題です。

とりわけ、学校のみならず、保育所、認定こども園、放課後等デイサービスなど、子どもが日常的に過ごす福祉施設においても、法に基づく体制整備や従事者研修、就業規則の見直し等が確実に実行されることが不可欠です。

府においては、これまでも教育庁と福祉部が連携し、未然防止や発覚時の対応について指導・監督を行ってきたとのことですが、今後は、国のガイドラインを踏まえた各事業者の準備状況を丁寧に把握し、実効性のある取組みとなるよう、より一層の指導徹底を図られるようお願いいたします。

また、子どもへの性暴力の根絶は、教育庁と福祉部がそれぞれの役割を果たすだけでは十分とは言えません。情報共有や事例検証、研修の共同実施など、部局横断的な連携をさらに強化し、府全体として一体的な対策を講じる体制を構築いただくようお願いいたします。

子どもが安心して学び、生活できる環境を確保することは、行政の責務です。今後も教育庁と緊密に連携し、性暴力被害ゼロをめざして、不断の取組みを進められるよう強く要望いたします。

## (21) 聴覚支援学校における手話の充実について

次に、聴覚支援学校における手話の充実について伺います。

昨年11月の「東京2025デフリンピック」では、11日間におたる熱戦により日本選手団は過去最多となる51個のメダルを獲得するなど、選手団の輝かしい姿は記憶に新しいところです。

我が会派では、昨年の9月議会および11月議会において、手話施策の推進を取り上げ、その取り組みの重要性とともに、聴覚障がいのある子どもたちがより良い環境で成長できるよう意見してきました。

昨年、会派の議員で、府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点に難聴児の早期支援を行う「BABYこめっこ」を訪問し、未就学の子どもたちが遊びをとおして手話を学んでいる様子を見学しました。参加された保護者の一人から、聴覚支援学校には手話が十分でない教員が一部存在しているといった声を聞きました。

聴覚障がいのある子どもたちにとって、手話は、健全な心理発達と学習能力の基盤となる重要な言語であり、自尊心や自己肯定感をはぐくみ、生きがいをもって成長するためには必要不可欠な言語であります。

そのような中で、一部の教員が手話による円滑なコミュニケーションを図れないとすれば、子どもたちにとって自分の意思や思いを十分に伝えられず、安心して学校生活を送ることもできないのではないかと危惧しております。

聴覚支援学校における手話での学びをどのように考え、どう充実を図っていくのか、教育長にお伺いします。

(教育長答弁)

○ 聴覚支援学校に初めて着任した一部の教員の手話によるコミュニケーションが十分でなかったことが、議員ご指摘の保護者の声に至ったものと考えている。

○ 教員の手話力の向上は、子どもたちが自分の思いを受け止めてもらえているという安心感を育むとともに、自分らしく表現しようとする意欲や自信の育成にもつながる。

○そのため、これまでの校内研修や福祉部主催の手話講習に加え、専門人材の活用や、個々の教員の技能に応じたきめ細かな講習の実施により、教員の手話力のさらなる向上を図っていく。

○聴覚障がいのある子どもたちが、手話での学びをとおして、自己肯定感を高め、将来の自立と社会参加への力を育めるよう教育の充実に取り組んでまいります。

手話言語条例は理念条例ではなく、実践を伴ってこそ意義を持つものです。聴覚障がいのある子どもたちが、手話で安心して学び、自己肯定

感を高め、自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、府として、条例の理念を教育現場で確実に具現化することを強く要望いたします。

## （２２）医療的ケア通学支援事業について

医療的ケア通学支援事業は、通学中に医療的ケアを必要とするため通学バスを利用できないなど、通学が困難な児童生徒を対象とし、看護師または介護職員が、介護タクシー等に同乗し通学を支援するものです。この事業を活用している児童生徒は、制度開始当初の44名から、現在では150名を超えており、医療的ケアが必要な子どもたちにとって、学習機会を保障する観点からも、非常に有意義な事業であります。一方で、事業の運用面において課題があると考えています。介護タクシー等に同乗する看護師等の経費は、事業者、児童生徒宅、学校間の移動及び医療的ケアに係る時間数に応じて支払う仕組みとなっており、例えば、同じ児童生徒でも、利用する事業者の所在地によって支払額の差が大きく異なる場合があります。

こうした実態を踏まえると、本事業は令和2年度の開始から5年が経過しており、制度を見直す時期に来ていると考えますが、教育長のご所見をお伺いします。

### （教育長答弁）

○医療的ケア通学支援事業は、児童生徒一人ひとりの医療的ケアの内容や特性を十分に把握し、日常的に関わりのある事業者を活用することが、安全確保の観点から望ましいものと考えている。

○一方で、このような事業者が、児童生徒宅の近隣にない場合は、遠方の事業者を利用するため、看護師等の移動時間が長くなり、事業者への支払額が、近隣の事業者を利用した場合と比べて、高くなるケースが一部見受けられる。

○児童生徒の安全確保に配慮した結果ではあるものの、同様のケースが更に増えると、安定的な事業継続に影響が生じると認識している。まずは年度内に事業者、利用者双方の制度理解を一層促進するとともに、運用状況等の整理、分析を進める。

○これらも踏まえ、令和8年度には、より厳格なルールのもとで実施するとともに、保護者アンケートの実施や事業者等の現場の声も丁寧に聞き、今後、過度な支出が生じることのないよう、適正かつ持続可能なものとするべく、所要の見直しを図る。

○加えて、事業者の地域偏在については、府内市町村の福祉部局など関係機関と連携し新規参入の促進に努め、児童生徒にとってより良い制度となるよう速やかに取り組んでまいります。

本事業は重要な福祉施策である一方、限られた財源の中で運営される公的事业であり、教育機会の保障と財政規律の両立を図ることこそ、将来世代への責任であります。安全を最優先にしながらも、過度な支出が恒常化しない制度へと進化させることを強く要望いたします。

### (23) 少子化対策について

①続いて、大阪府の少子化対策について伺います。

国では、「人口戦略本部」が設置され、地域に必要な社会保障サービスの維持や少子化対策の推進など人口減少対策を総合的に推進することとしています。

少子化は社会・産業・都市インフラなどの経済・社会システムにも影響を及ぼす重大な課題であり、東西二極の一極を担い、副首都をめざす大阪府として、強靱な社会経済基盤を確立していくためにも、少子化対策に取り組んでいく必要があると考えます。

昨年の9月の我が会派の代表質問で、知事から「全庁で議論を深め知恵を絞りながら有効な施策を構築する」との答弁がありました。それを受けて、先日、大阪府子ども政策推進会議が開催され、少子化対策について議論されたとのことでした。その中で、効果的な対策を講じていくため、少子化の要因を「結婚の壁」「1人目の壁」「2人目の壁」の3つに焦点化して取り組むこととされましたが、この3つの壁を乗り越えるために今後どのように取り組んでいくのか、福祉部長にお伺いします。

#### (福祉部長答弁)

○少子化の背景には社会的環境や経済的状況、価値観の変容など、様々な要素が複合的に絡み合っており、こうした背景を踏まえ実施した少子化対策調査により、少子化の要因を「結婚の壁」「1人目の壁」「2人目の壁」の3つに絞ったところ。

○この「3つの壁」を乗り越えるため、「出会いの機会の創出・結婚支援」、「妊娠・出産への支援」、「子育ての推進」、「生活を支える基盤の安定」、「市町村支援の充実」の5つの方向性で施策を整理し、取り組んでいくこととしている。

○なお、具体的な取組としては、結婚支援として新たに公民連携による結婚相談所の利用促進、子育て環境の整備のための保育士等の確保や保育施設のユニバーサルサービス化の推進などを検討しているところであり、関係部局と連携しながらこれら具体策を今年度末に少子化対策プランとして取りまとめていく。

②「3つの壁」を乗り越えるため、市町村支援を含め5つの方向性で施策を整理し、今年度末に少子化対策プランを策定のうえ、取り組んでいくとのことですが、少子化対策については、市町村の実情に応じた対策が不可欠です。府内市町村の合計特殊出生率は0.92 から1.58まで幅があり、少子化対策の取り組みも市町村によって濃淡があります。

そこで、市町村の少子化対策を底上げするためにも、市町村の子育て施策の向上を目的としている新子育て支援交付金によるバックアップ機能を強化するとともに、戦略的に配分すべきと考えますが、福祉部長にお伺いします。

(福祉部長答弁)

○各市町村が地域事情に沿って子育て支援に取り組むことで、子育て家庭の増加が見込まれ、少子化傾向の反転も期待できると認識。

○そのため、来年度、新子育て支援交付金について、予算の増額により新たに設置した少子化対策に特化した区分において、モデルメニューの活用を促すほか、少子化の状況や財政力の厳しい市町村に重点的に配分する等により、市町村の取り組みの更なる推進・強化を図ることとしている。

○このように市町村の取り組みのバックアップ機能を強化し、地域事情の異なる市町村の子育て支援及び少子化対策の底上げを図っていく。

人口減少社会への対策を加速させなければなりません。子育て支援や教育の充実、人材投資、産業競争力の強化に加え、将来的に存続が危ぶまれる自治体が生じ得る現実を直視し、広域連携や市町村合併を含めた行政体制の再構築にも踏み込む必要があります。持続可能な地域経営への転換は、まさに待ったなしであります。

副首都法案の提出に向けた議論が本格化する今、大阪は国家構造転換の先導役を担わなければなりません。今回の答弁にもあったように、副首都は一つの椅子を奪い合う議論ではありません。日本全体を強くするための分散設計の議論であります。

大阪は大阪として、都構想の理念を踏まえ、広域行政の最適化と二重行政の解消を徹底し、迅速で責任ある意思決定体制を築くべきであります。

副首都指定はゴールではない。道州制へと連なる統治構造改革の出発点であります。権限と財源を地方へ大胆に移し、広域自治体が自らの戦略で成長を描く。

それこそが真の分権国家への道であります。

吉村知事には、知事として、そして党代表として、歴史的改革を断行していただきたい。大阪では議会との議論を丁寧に重ねながら、スピード感ある政治で改革を実行し、力強く前進させる。すべては次世代のために挑戦していきましょう。



これで、前半の質問を終わります。

大阪維新の会、大阪府議会議員団の前田 将臣です。 角谷議員に引き続き、私から、会派を代表して質問を致します。



### (1) Beyond EXPO 2025について

① 現在、大阪府・大阪市では、万博後の持続的な成長・発展と府民の暮らしの向上に向け、今後の大阪が進むべき道を示す指針として、「Beyond EXPO 2025（案）」を策定しているところであり、これは大阪がどのように経済成長を実現していくのか、その方向性を示す重要な計画であると認識しています。

この戦略では、「2040年代に名目GDP80兆円を実現」という大きな目標が掲げられており、これは大阪が我が国の経済をけん引する一極として成長していくための重要な指標であります。しかし、この80兆円という数字は、単に“目標値”を示しただけでは達成できるものではありません。府としてどのような経済構造をつくり、どのように企業の成長や府民所得の向上を実現していくのかを考えなければいけません。

企業活動が一層活発化することで、府民所得の向上や雇用の創出が図られ、大阪の経済全体がさらに成長し、その結果、税収の増加にもつながります。税収が増加することで、教育や子育てをはじめとした行政サービスの充実が可能となり、府民一人ひとりの暮らしの向上にもつながります。このため、経済成長に向けた道筋を定めていくことが重要です。

そこで、名目GDP80兆円の達成に向けて、府としてどのような取組みを進めていくのか、政策企画部長のご所見をお伺いします。

(政策企画部長答弁)

○「Beyond EXPO 2025」は、万博レガシーを継承したうえで、日本の経済けん引機能を担う一極として成長していくという認識のもと、基本的な考え方や施策の方向性を示す戦略としてとりまとめた。

○本戦略の目標として掲げる2040年代に名目GDP80兆円の達成に向けては、国がめざす「成長型経済」に積極的に取組むとともに、大阪の強みや万博レガシーを活かした「大阪独自の取組み」として、ライフサイエンスやカーボンニュートラルなどの成長産業分野や、インバウンド需要の拡大などの観光分野において、注力することで大阪の経済成長を加速させていく。

○具体的には、

・万博で披露された最先端技術等の実装化を加速するため、経済界・国・関西広域連合・大阪府・市等のトップマネジメントによる会議体を設置し、プロジェクト型の支援

・中之島クロス、健都、彩都を核としたライフサイエンスクラスターを形成し、各拠点の強みを活かしたスタートアップの育成支援

・国内外からの投資を呼び込むために、万博を通じて繋がりができた国を中心とした戦略的なビジネス交流などの展開

・夢洲において、新たな国際観光拠点として、世界最高水準の成長型IRの実現や、万博レガシーを継承したまちづくりの推進

などの取組みを本戦略の施策の方向性に盛り込んだ。

○これらの重点分野をはじめとした取組みを着実に進めることで、「経済の成長」「都市力の向上」「人の集積」の好循環を加速させることにより、副首都として日本の経済をけん引する成長エンジンの機能を発揮していく。

②我が会派としても先の9月議会において、Beyond EXPO 2025の目標である名目GDP80兆円の達成は、大阪全体で取り組まないと達成できる目

標ではないと考え、南大阪の活性化を含めた府域全体での成長に向けた取り組みについて質問を行ったところです。

今回提示された成長戦略「Beyond EXPO 2025（案）」では、万博レガシーを活かしつつ、成長分野を中心に多くの施策が整理されている点は評価するものの、一方で、施策の多くが大阪市域に集中しているようにも見えます。

大阪の経済成長は、当然、大阪市域だけで実現するものでなく、市域外も含めた府内各地域がそれぞれの資源や強みを活かして、大阪全体の成長をつくりあげていくことこそ、真に持続的な発展につながるものと考えます。

地域の活性化に向けては、本戦略について、市町村の理解を深めるとともに、これら市町村をしっかりと巻き込み、地域の暮らしやまちづくりと一体になった施策を「オール大阪」で推進していくことが極めて重要であると考えます。

そこで、今回の成案化に向け、市町村を巻き込むためにどのように取り組んできたのか、また、今後どのように府内全域を成長させていくのか、政策企画部長にお伺いします。

（政策企画部長答弁）

○ 成案化に向けた具体的施策の検討にあたっては、昨年11月に、市長会や町村長会に対して、本戦略の骨子案の説明を行うとともに、府内全ての市町村の担当者等への説明や意見交換を行った。

○ その際、市町村からは、

・ 企業立地促進や企業の府外流出防止に向けた取り組み

・ 府内周遊など地域活性化に向けた取り組み

・ 人口減少が進んでいる市町村におけるインフラの維持管理や交通網の整備等の取組

などを戦略に盛り込んで欲しいという意見があがった。

○ これらの意見や議会からのご指摘なども踏まえ、9月にお示しした骨子案に、「地域の活性化と基礎自治機能の充実・強化」を取組の柱に追加。

○ また、具体的な取組として、

・ 企業立地の促進に向けた、成長特区税制や産業集積促進税制などの支援

・ 府内の周遊促進に向けた「山と里」「海」などの豊かな自然を活かした賑わい空間の創出

・ 府内市町村におけるインフラ等の維持管理への技術支援などを積極的に盛り込んだところ。

○ 今後も市町村の意見をしっかりお聞きしながら施策のバージョンアップを図り、府域全域の成長につながる取組みを進めていく。

我が会派では、「Beyond EXPO 2025 プロジェクトチーム」を立ち上げ、私自身がリーダーとして、延べ20回以上企業・有識者と意見交換・勉強会を重ねてきました。

民間の現場感に基づくご意見では、万博を単なる「ショーケース」にとどめず、大阪全域を「特区・実証フィールド」へと転換し、官民ファンドやWeb3等を活用した新たなエコシステムへ移行することなど、単に首都のバックアップ機能にとどまることなく、日本の硬直した現状を、新たな取組にみにより特区制度等を活用し、チャレンジし続けながら経済成長を実現させる変革のフロントランナーとして発展していきたいとの想いが伝わりました。

その中でも南大阪については、人口減少や産業構造の変化が乏しいという課題がある一方で、スタートアップの知見と地場のものづくり企業とのマッチングにより、新たな事業体を生み出す取組が既に始まっています。

また、土地価格など固定費が比較的安価であることから、大阪市内に集中する産業を府内各市町村へ分散させていく上でも、大きなポテンシャルを有していると考えます。

こうした地場産業とスタートアップの連携を本格化させ、企業誘致や新産業の創出を支える財源として、我が会派は官民ファンドの創設を提案しています。この官民ファンドを通じて府内全体の産業成長を後押しし、各地域の雇用創出と定住人口の増加につなげていく流れをつくることが重要であります。あわせて、成長特区税制や産業集積促進税制などの制度も最大限活用しつつ、大阪府が府全体の成長ビジョンを明確に描き、府内全域での成長戦略の実現に向け、戦略のブラッシュアップを引き続き重ねていただきたい。

③ 「Beyond EXPO 2025」について質問を行ってきましたが、来年度は政策企画部に新たに設置される戦略調整局が所管するとお伺いしました。

Beyondに掲げる施策は多岐にわたり、目標の達成に向けた施策の推進にあたっては、各施策の所管部局が着実に実行するとともに、戦略調整

局がしっかりとグリップし、目標達成に向けた結果を出していくべきと考えます。

例えば、こういった戦略の目標が共有されていても、そのゴールへのアプローチの仕方や優先順位が各部局によって異なるため、結果として効果が十分に発揮できていない場合もあります。本戦略の目標達成に向けた成果を最大限に発揮させるためにも、各部局の取組みをしっかりと把握し、部局間の事業連携を行うことが重要です。

そこで、戦略調整局は、Beyond EXPO 2025の推進にあたり、どのような役割を果たしていこうと考えているのか、政策企画部長にお伺いします。

(政策企画部長答弁)

○ 「Beyond EXPO 2025」は万博レガシーを継承したうえで、日本の経済をけん引する成長エンジンを担う大阪の実現に向け、めざす都市像や施策の方向性をとりまとめた戦略。

○ 戦略調整局は、本戦略を所管する組織として、庁内における大阪の成長・発展に向けた取組の総合調整を行うとともに、自らも国際金融都市の実現や万博レガシーとして最先端技術実装化の支援、WHX Leaders Osakaの開催などの取組を推進し、大阪の成長を加速させていく役割を果たしていく。

○ Beyond EXPO 2025の目標達成に向けては、戦略の理念や方向性を全庁でしっかりと共有するとともに、各部局と連携しながら事業効果を最大限発揮できるよう一丸となって取り組んでいく。

今後、副首都を目指す大阪府としても、成長戦略の着実な実行と府域全体の成長・発展が進んでいくサイクルを作り上げるためにも、部局間の事業連携をしっかりと行っていくことが重要です。

戦略の理念や方向性を全庁でしっかりと共有するというご答弁の通り、今回新たに設置する戦略調整局においては事業の進捗と今後アップデートを続ける戦略において、目標達成に向けて、部局横断的な調整と事業効果の発揮のための取組みを一層推進していただくことを要望いたします。

## (2) 国際情勢の変化を踏まえた国際経済・交流戦略について

昨今の米国関税措置や中国の輸出規制等、地政学リスクの高まりによるビジネス環境の変化にどのように向き合うかは企業活動において年々

困難性を増しています。大阪には製造業を中心に多くの中小企業が集積し、それら企業は部品素材、加工、組立てなどのサプライチェーンの中核を担っていることから、国際情勢がその経営に与える影響は少なくないと思われま

す。昨年開催された大阪・関西万博では、海外から多くのビジネス関係者が大阪を訪れ、府内企業とのビジネス交流が活発に行われました。今後、府内企業が海外とのビジネスを行う上で、国際情勢による影響を最小限に留め、円滑に企業活動を継続することができるよう、府が万博で築いた海外とのネットワークを活かし、府内企業の販路開拓を、スピード感を持って支援することは重要であると考えます。

そこで、不透明さが増す国際情勢の中、万博を機に交流が深まった海外とのネットワークを活かし、府内企業における海外での販路開拓を府としてどのように後押ししていくのか、商工労働部長のご所見をお伺い  
します。

(商工労働部長答弁)

○今日の日本企業を取り巻く国際的な取引環境は、以前にも増して不透明な中、この変化に対応するため、企業における多角的な海外展開への支援等を通じて、府内企業の稼ぐ力の向上を後押しすることは重要と認識。また、万博を通じて、グローバルサウスなど新興国との今後のビジネスの可能性も感じられることから、こうした国々における府内企業のビジネス展開支援も必要。

○そのため、府としては、国際ビジネスサポートセンターをはじめとする大阪産業局の事業を通じて、各企業における海外展開に向けた検討状況に応じた相談対応や商談支援を行うほか、海外市場へ挑戦する際の支援として、来年度には、越境ECモールや専門商社を活用した取引支援に新たに取組むなど、府内企業の海外ビジネス展開の多角化に向けた支援を行っていく。

○また、万博を契機として現在、ライフサイエンスやカーボンニュートラル分野を中心に、複数の海外政府機関から継続的な連携に向けた申し出を受けているところ。府としては、こうした分野のみならず、ものづくり等大阪の産業の強みを海外へPRするとともに、覚書の締結も通じて積極的に関係構築を図り、府内企業の販路開拓を含めたビジネス展開につながるよう取組んでいく。

万博を機に得られた海外とのネットワークのソフトレガシーについては、商工労働部主体で様々な成果を導くために取り組まれたものであると考えています。このレガシーをしっかりと国際ビジネスサポートセ

ンターをはじめとする大阪産業局の事業に活かしていけるように、ネットワークの連携や情報の共有を通じ、府内企業の販路開拓を進められるような活用につなげていただくことを要望いたします。

### (3) 脱炭素社会の実現に向けた取組について

万博会場では、ペロブスカイト太陽電池や帯水層蓄熱利用、水素などの次世代エネルギー、メタネーションやCO2吸収型コンクリートなどのカーボンリサイクルといった様々な最先端技術について実証や展示が行われました。将来の脱炭素社会の実現に向けて、府域において、これらの技術の社会実装を推進すべきであります。

また、これらの技術と併せて、万博会場では、マイボトルの利用やリユース食器の活用といった脱炭素に向けた人々の行動変容を目の当たりに行うことができました。府独自の脱炭素化に向けた取組を加速させていくことが重要です。

大阪府では、2050年カーボンニュートラルを掲げ、大阪府地球温暖化対策実行計画を策定していますが、万博のレガシーとなる施策や国のグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXの動き等を踏まえて、2013年度比で2035年62%削減、2040年75%削減という、国を上回る目標を掲げ、取組を強化すべく改定が進められているところです。

そこで、府として今後、脱炭素社会の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか環境農林水産部長にお伺いします。

#### (環境農林水産部長答弁)

○ 2050年カーボンニュートラルを実現するには、万博で披露された最先端のカーボンニュートラル技術の社会実装や、マイボトルの利用をはじめとした脱炭素に資する行動変容の定着を図ることが重要と認識。

○ 今年度に改定する実行計画では、国を上回る新たな目標を設定するとともに、万博レガシーの継承や国のGX施策との連携を念頭に、新たに4つの重点施策を盛り込むこととしている。具体的には、カーボンニュートラル先進技術の社会実装促進や、電動モビリティによる脱炭素まちづくり、府民の脱炭素に向けた行動変容や事業者の脱炭素経営の促進に取り組む。

○ 特に、都市部での導入が期待でき、大阪での量産も予定されているペロブスカイト太陽電池については、2035年度の導入目標として、一般家庭約10万世帯分に相当する53万kWを新たに設定した。まずは初期需要の創出が重要であるため、府有施設

への率先導入を図ることとし、来年度は災害対策上も重要な保健所等への設置を進める。

○ 今後は、万博のレガシーを最大限に活かして、改定する実行計画に掲げる4つの重点施策を産学官民が連携して一層取り組み、大阪の成長と脱炭素の両立を図ってまいります。

国よりも高い目標を掲げているので、大阪府として着実に達成に向けて取り組みを進めていただくことを求めています。

#### (4) 国際金融都市実現に向けた今後の取組について

①次に国際金融都市実現に向けた取り組みについて質問します。

2022年3月策定の「国際金融都市OSAKA戦略」では、2025年度までを第一期活動期として、金融系外国企業等30社誘致という高い目標を掲げてきたところ、1月にその目標が達成されたことは、これまでの取組の成果であり評価できます。

来年度から、本戦略の第二期活動期に向けて、アクションプランの改訂を進めていると承知しています。昨年9月の我が会派の代表質問では、万博レガシーを継承し、海外へのビジネス展開や都市のイノベーションなど大阪の成長を金融面から支えていくという方向性で、推進委員会において議論を深めると答弁いただきました。

そこで、第一期活動期の成果と課題をどのようにとらえ、第二期活動期ではどのような方向性で取組を進めていくのか、政策企画部長にお伺いします。

(政策企画部長答弁)

○ 第一期活動期の成果として、官民連携により、金融系企業の30社誘致目標を達成したほか、エッジの効いた金融商品や市場形成などが進んだ。一方、課題としては、投資ファンドの進出や在阪企業への投資・協業が限定的であるほか、金融・資産運用特区で提案したサンドボックス制度の活用が認められていないなど大阪の独自性の発揮につながっていない、ことなどが挙げられる。

○ こうした課題等を踏まえ、第二期活動期の方向性としては、第一期で構築した取組の土台に加え、万博レガシーやデジタル金融の進展も踏まえてオール大阪で取組を深化させる。具体的には、大阪の成長産業への投資・協業や、更なる金融系企業の集積を加速させていくとともに、規制緩和を含めた金融イノベーションの促進など独自性のある取組を推進していく。

②第二期は金融イノベーションの促進など大阪独自の取組を進めていくとのことです。新しいテクノロジーを駆使するフィンテック企業の集積を進めながら、特区の枠組みも活用して、大阪から革新的な金融サービスや商品を次々に生み出していくことができれば、国際金融都市として独自性を発揮していくことができるのではないかと考えます。

昨年8月、革新的な基盤技術となるブロックチェーン（分散型台帳）を用いた次世代インターネット「Web3」の国際会議「WebX Fintech EXP0」が、大阪で初めて開催されました。対談に参加された吉村知事が「新しいものを大阪・関西で率先して進めたい」と述べられたとおり、他に遅れることなく、この金融イノベーションのカギとなるWeb3を大阪がいち早く金融に取り込んでいくことがエッジの効いた国際金融都市の実現に向けて重要だと思います。

そこで、Web3等を活用した先駆的な金融技術を持つ企業の誘致や革新的な金融サービスの展開に向けて、どのように取り組んでいくのか、政策企画部長にお伺いします。

（政策企画部長答弁）

○ 金融分野にWeb3などのデジタル技術を活用することで、決済や送金に要する時間短縮や、不動産等の高額資産を小口化し取引を拡大させるなどの効果が見込まれ、在阪企業のコスト削減や資金調達手法の拡大、さらには府民生活の利便性向上などに繋がるものと認識。

○ 全面キャッシュレスとされた大阪・関西万博でのデジタルウォレットの活用などにより、デジタル金融サービスに対する認知は広がったものの、まだ道半ばであるため、フィンテック企業をさらに集積させ、協業等を通じた府内企業のビジネス活性化や、府民へのサービス提供につなげていく必要がある。

○ このため来年度は、拠点開設支援の補助や、海外からの一次進出に対する地方税軽減制度の延長に加え、新たに先駆的な金融サービスの実証事業を行う事業者への補助制度を創設し、Web3を用いるフィンテック企業等の誘致を加速するなど、大阪から新たな金融サービス・商品の創出につなげていく。

まずは第1期の成果で上げられた課題への対応を、スピード感を持って取り組んでいただくことに加え、Web3を用いたフィンテック企業の誘致加速など、大阪発の金融サービスの創出等を通じ、目標とするアウトカムの達成を見据えた課題解決に向けて取り組みを進めていただくことを求めます

## (5) インターナショナルスクールの誘致について

① Beyond EXPO 2025において、インターナショナルスクールの誘致が位置づけられました。

大阪では今後、統合型リゾート（IR）や大阪城東部地区のまちづくりなど、国内外から多くの人や投資を惹きつけていく様々なプロジェクトが展開され、「世界に伍する経済力・都市力を有し、唯一無二の魅力がある都市」をめざしていくことと思います。その実現のためには、これらのプロジェクトに国内外の方を引き寄せる、魅力づくりや発信などの担い手としてグローバル人材の確保が必要不可欠と考えます。

こうした人材を確保するためには、その人材に帯同する家族の教育環境の整備も重要な要素であり、大阪におけるインターナショナルスクールの需要は今後さらに増加すると見込まれるため、府として、その誘致を速やかに進める必要があるのではないかと考えます。

そこで、今後どのようにインターナショナルスクールの誘致を進めていくのか、政策企画部長にご所見をお伺いします。

### (政策企画部長答弁)

○ グローバル企業や高度外国人材を呼び込むためには、大阪において魅力的な生活環境を整備することが大切であり、教育面では、国際的に通用するカリキュラムを英語で提供する等、高度外国人材のニーズに合ったインターナショナルスクールが立地していることが重要と認識。

○日本在住の外国人材に対するアンケート調査では、回答者の4割超が、国際認証を有し、海外の大学への進学実績を持つスクールが少ないなど、大阪・関西の現状に不満を抱いており、インターナショナルスクールの充実・確保が喫緊の課題。

○現在、こうした国際認証を有するインターナショナルスクールと大阪への立地に向けた協議を進めるなど、関係部局とも連携して誘致活動に取り組んでいるところであり、引き続き、学校用地の確保など、スクール側の具体的な進出条件や希望等を踏まえて、柔軟かつ丁寧に対応することで、誘致の実現につなげていく。

②インターナショナルスクールについては、様々な設置形態が考えられますが、その中では各種学校としての設置を希望するケースが多いと聞いています。

各種学校を府内に設置しようとする場合、府の設置認可審査基準では、校地・校舎を所有しなければならないこととしており、例外的に、

国や地方公共団体等が土地・建物の所有者であれば、借用も認められています。

一方、他府県では、民間の土地・建物を賃借して校地・校舎とする場合でも、各種学校として認可しているケースがあり、このことがインターナショナルスクールにとって、大阪進出にあたっての1つのハードルとなっているという話も聞いています。

大阪府として、誘致の実現に向けて、積極的に取り組んでいくためにも、民間の土地・建物の賃借など、設置認可の面でもしっかりとニーズを踏まえた対応をすべきではないでしょうか。教育長のご見解をお伺いします。

(教育長答弁)

○ インターナショナルスクールを各種学校として設置認可するにあたっては、教員数や、校地・校舎を始めとする資産などについて、府の審査基準に基づき審査している。

○ 府では、学校運営の安定性・継続性を担保するため、各種学校について、お示しの民間の土地・建物の賃借は認めていない。

○ 一方で、(ご指摘のとおり) インターナショナルスクールが府への進出を検討するにあたり、審査基準については、特にこの点が課題となっていることは認識している。

○ 府としてインターナショナルスクールの誘致を進めていくという観点から、そのニーズや他府県の基準も踏まえ、安定性・継続性を担保しつつ、インターナショナルスクールが進出しやすい審査基準となるよう、見直しを検討していく。

我が会派がこれまで継続的に要望してきた重要施策の内容が前進した形だと捉えております。

誘致に向けてはスピード感が重要であるため、審査基準の見直しに合わせて、誘致場所の検討等についてもより具体的に進めていただきますようお願いいたします。

## (6) 大阪のデジタルインフラ整備について

先日の副首都推進本部会議において、次期スマートシティ戦略の基本方針が決定されました。新たな戦略では、これまでの住民QOLの向上に加え、都市競争力の強化として、通信インフラやデータセンター、電力

供給、無線基地局といったデジタルインフラ整備の方針が示されました。

これからのAI時代を見据え、最先端技術を活用した豊かな暮らしと産業の発展のため、また、大阪が副首都をめざす上での首都機能のバックアップとして、デジタルインフラの整備は避けては通れない重要な取組です。例えば通信インフラでは災害時に強い人工衛星などの活用も進んでおり、今後のデジタル化社会を支える基盤については、規制改革も視野に入れた幅広い検討が必要と考えています。

今後、スマートシティ戦略部を中心として、全庁をあげてデジタルインフラの整備促進に取り組むということですが、具体的にどのように進めていくのか、スマートシティ戦略部長にお伺いします。

(スマートシティ戦略部長答弁)

○近年、AIをはじめとする先端技術が飛躍的に進展し社会に広がる中、自動運転や遠隔医療など、住民の利便性向上に資する多様なデジタルサービスを支えるデジタルインフラの整備促進は、極めて重要である。

○とりわけデータセンターについては、現在、その9割以上が東京圏と大阪圏に集中しているが、東京圏と大阪圏を比べると、その比率は約3対1で、大きな差がある。一方で、東京圏では、今後、電力供給や用地確保の面から、新規立地が難しくなることが見込まれる。これに対し大阪は、電力供給力や通信ネットワークなどの観点で高いポテンシャルを有していると認識。

○副首都をめざす大阪としては、数年後を見据え、こうしたデジタルインフラの整備を重点的に加速させることが、国際競争力の強化のみならず、首都機能のバックアップという観点からも極めて重要。このため、関係企業や大学等の多様な主体に参画いただく官民協議会を設置し、デジタルインフラ推進に向けた議論を加速していく。

○本協議会においては、デジタルインフラ整備に関する計画策定に加え、地域にもたらず効果の検証や、データセンター集積候補地の条件整理などを進める。あわせて府としては、国に対する規制改革の働きかけや市町村との緊密な連携を行うことにより、総合的なデジタルインフラの整備を促進していく。

データセンター集積候補地は、これから協議会において検討していくことになると思いますが、用地の広さや地盤の固さ、災害リスクなど、幅広い視野での精査の上、最適な場所に整備していただくようお願いいたします。

## (7) リニア中央新幹線について

リニア中央新幹線は、東京、名古屋、大阪を結ぶ大動脈であり、副首都をめざす大阪にとって不可欠な基幹インフラであります。とりわけ大阪までの全線開業を一日も早く実現することは、関西圏全体の成長や、日本全体の国際競争力強化の観点からも極めて重要です。

しかし、事業主体であるJR東海は、まずは品川から名古屋間の開業を優先し、その後に名古屋から大阪間に着手する方針であると報じられています。さらに、品川から名古屋間の開業時期についても、物価高騰などの影響を受け、2035年以降にずれ込む見通しが示されており、このままでは名古屋から大阪間の開業時期が全く見通せない状況に陥りかねません。

こうした中、政府からは「沿線自治体やJR東海と連携して、一日も早い全線開業に取り組む」との発言がありました。

大阪府としても、この国の方針をしっかりと受け止め、リニア中央新幹線の一日も早い全線開業に向けて、大阪府側から名古屋に向けての延伸を検討するなど、全力で事業の推進を図っていく必要があると認識しています。

そこで、リニア中央新幹線の大阪延伸について、国が「一日も早い全線開業」を掲げる中、府として、今後、どのような考え方のもと取り組むのか、知事のご見解をお伺いします。

### (知事答弁)

○ リニア中央新幹線は、大阪から東京までの移動を約1時間で結び、スーパーメガリージョンを形成する日本経済の成長に必要不可欠なインフラ。

○また、東海道新幹線とのダブルネットワークにより、リダンダンシーが確保されるなど、全線開業してこそ、その効果が最大限発揮される。

○副首都をめざす大阪府としては、非常時の首都機能のバックアップにとどまらず、これまでの東京だけの経済成長に頼るあり方を変える大きな一歩になると認識。

○その実現に向けては、東京－名古屋間の工事進捗にかかわらず、大阪－名古屋間の工事に早期着手し、日本全体の大きな経済成長の契機となるよう、奈良・三重とも団結し関係者と共に、国やJR東海に強く働きかけていく。

副首都をめざす大阪にとって不可欠な基幹インフラであるので、沿線自治体とも協力して、大阪府側からの延伸開発を目指してもらいたい。

## (8) 新大阪駅エリアのまちづくりについて

新大阪駅周辺地域は広域交通の結節点として大阪・関西の成長や発展に資する大きなポテンシャルを有し、また首都機能のバックアップを果たす副首都大阪の主要な玄関口となる地域であります。

令和4年10月に都市再生緊急整備地域に指定され、今年度で早4年目を迎えており、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線開業を見据えた、広域交通の一大ハブ拠点のまちづくりの実現に向け、新大阪駅を核とした都市機能の向上に、官民が連携して早急に取り組む必要があります。

近年の建設費が高騰している状況を踏まえると、都市開発の動きは慎重にならざるを得ない状況にあると思われませんが、このような時こそ、行政側が駅周辺の公共空間の検討等の取組を先導的に進め、駅から周辺への回遊性を向上させる将来のあり方を示すことで、民間側の動きを促す必要があると考えます。

そこで、今後の新大阪駅エリアのまちづくりの取組について、大阪都市計画局長のご所見をお伺いします。

(大阪都市計画局長答弁)

○新大阪駅エリアについては、「駅とまちが立体的につながり、人の流れが広がるまち」をコンセプトとして、駅周辺の新たな空間形成と民間都市開発を相互に連携させて取り組むことが重要であり、お示しの駅周辺の公共空間の再編の方向性については、北陸新幹線等の動向も踏まえつつ、早期に示すことが必要と認識。

○このため、今年度設置した「新大阪駅エリア交通結節機能強化検討会」において、駅と交通広場を中心とした乗り換え利便性の向上や、駅とまちを結ぶ歩行者動線など、空間再編に向けて必要となる検討を、関係者とともを進めているところ。

○今後、交通広場につながる周辺の道路等にも対象を広げ、交通処理や人の流れに関する検証などを進めるとともに、まちづくりの機運をさらに高め、新たな民間都市開発につながるよう、セミナー等を通じ、より効果的な情報発信を行っていく。

○引き続き、官民連携のもと、公共空間の再編と民間都市開発の促進を両輪としながら、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりの実現に向け、積極的に取り組んでいく。

新大阪駅エリアについては、国際競争力を備えた拠点形成に向けて、引き続き官民が協力しながら積極的にまちづくりを進め、副首都・大阪のゲートウェイとしてふさわしい役割を担うべきと考えており、このた

めには、将来のまちの姿を想定しながら、今後普及が見込まれる技術の活用も視野に入れた検討を進めてもらう必要があります。

大阪・関西万博においても、自動運転バスや空飛ぶクルマなど、次世代の交通モードが披露されたところであり、広域交通のハブ拠点としての機能向上に向けては、そういった新技術の導入も見据えながら、取組を進めてもらいたい。

## (9) 空飛ぶクルマについて

①空飛ぶクルマについてお伺いします。

空飛ぶクルマの実装化に向け、各地の自治体の取組も加速しており、特に、東京都では、運航事業者を中心としたコンソーシアムへの支援を通じて、ポート整備やルートの検討など商用化に向けた取組を強力に推し進めています。万博の開催地である大阪においては、全国に先駆けた商用運航を実現させていくべきです。また、府内でのまちづくりにおいては、こうした新たなモビリティを取り込んだ視点が必要と考えるのがいかがでしょうか。あわせて知事のご所見をお伺いします。

(知事答弁)

○空飛ぶクルマは、万博で最新の機体が展示され、デモ飛行も行われるなど、大きな注目を集めた。全国に先駆けて、ここ大阪で商用運航を実現することが万博レガシーにつながると考えている。

○商用運航にあたっては、国において審査が進められている機体の安全性等に係る型式証明の認証に加え、有償で旅客を運送するうえで必要となる航空運送事業に係る許可の取得が必要。

○このため、府としては、事業者が実証飛行を通じて、許可に必要な運航、整備に係る検証やノウハウを蓄積するなど、商用運航実現に向けた動きを加速化する取組への支援を行っていく。

○併せて、大阪城東部地区においてOsakaMetroによる離着陸場整備が検討されているが、こうした取組が、主要駅や商業施設、ウォーターフロントなどに広がり、次世代の交通インフラとして、空飛ぶクルマが当たり前になるよう、まちづくりを推進していく。

②次に、ポート整備の考え方についてお伺いします。府においては、まずはベイエリアを中心とした観光分野からのビジネス化を想定しているとのことですが、産業振興の観点からは、観光分野での利用に留まら

ず、仕事での移動、そして、府民の日常的なモビリティとして定着させるところまでを想定して、ポート整備の考え方を示すことが必要ではないでしょうか。将来的なポート整備のあり方についてどのように考えているのか、商工労働部長にお伺いします。

(商工労働部長答弁)

○ポートについては、今後の機体数の増加や、周遊や二地点間飛行、観光目的からエアタクシーへと運航形態の進化によるビジネスの広がり方を見据えながら、社会インフラとしての必要性を考慮しつつ、整備を進めていくことが重要。そこで、今後のまちづくりも踏まえた整備の在り方を、大阪都市計画局など関係部局とも連携して調査・検討していく。

○具体的な検討課題としては、不特定多数が共用できるか否かや、どのくらいの規模か、必要な機能は何かなどの要件整理、また、これに対する公的支援のあり方について考えてまいる。

○そして、今後、ラウンドテーブルの場において、関係者と協議を進めていくことで、商用運航の拡大につながるよう環境整備に取り組んでいく。

③次に、空飛ぶクルマの成長産業化に向けた取組についてお伺いします。万博では、国内外の3種類の機体によるデモフライトが行われ、非常に多くの来場者の方にインパクトを与えました。このように、複数の機体が一日複数回、長期の連続した飛行を行ったのは、世界でもこれまで例のないことと聞いています。この空飛ぶクルマを大阪の成長産業としていくためには、運航ビジネスだけではなく、大阪の企業が潤うよう幅広く関連産業を育てていくことも重要です。空飛ぶクルマを大阪の成長産業としていくためにどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いします。

(商工労働部長答弁)

○大阪において多くの機体による商用運航が実現されることで、関連分野の企業集積を促し、成長産業化につながるものと考えている。

○そうした絵姿の実現に向け、観光やエアタクシーとしての事業を、オール関西による実装化の仕組みも活用しながら実現・拡大させ、運航事業者と運航機体数の増加をめざす。それと並行して、事業拡大に必要となる人材育成や部品供給について、運航事業者や機体メーカー等と対話を進め、関連業種の集積・成長の可能性を探っていく。

○こうしたことにより、空飛ぶクルマによるビジネスを、運航や観光の事業者にとどまらず、より広い業種へと波及させ、大阪の成長産業となるよう取組を進めていく。

着実に取り組みを進めていただきたい。

商用運行に向けてのスピード感をさらに加速させていただくことはもとより、今後大阪府内の関連企業との連携や成長産業となる道のりの中で大阪府の役割は引き続き非常に重要であると捉えております。

他の都道府県に先んじた施策の実行を引き続き推進いただきますようお願いいたします。

### (10) 「大阪都市魅力創造戦略2030(案)」の策定について

次に、「大阪都市魅力創造戦略2030」についてお伺いします。

先日の大阪観光局からの発表では、万博の開催や円安の進行等を背景に、2025年の来阪外国人旅行者数は、前年比プラス300万人の1,760万人となり、過去最高の数値に達したとのことで、大阪にとっては非常に喜ばしい状況となっています。

一方で、府内各地域への旅行者の訪問率は、国内旅行者の95%、また、外国人旅行者の79%が大阪市内に集中しているというデータもあり、現行戦略の下で、府内周遊の取組みは進めてこられたものの、依然として大阪市外への訪問は少ないのが現状です。

観光客の広域的な移動は、地域の消費拡大や経済活性化など多くのメリットがあります。そのため、例えば、人の流れや消費額の実績なども活用しながら、人気の高い観光地や、逆に立ち寄りが少ないエリアなどの実態を分析し、多彩な都市魅力を生かした周遊ルートの造成や、高付加価値のコンテンツの創出など、データに裏付けられた計画的な取組みが必要ではないでしょうか。

そこで、新たな戦略を検討する中でも、データに基づいた府域全体に好影響をもたらす「府内周遊」を大きな柱の一つとして位置づけるべきと考えますが、府民文化部長のご所見をお伺いします。

(府民文化部長答弁)

○「大阪都市魅力創造戦略2025」のもと、万博開催を契機に、あらゆるステークホルダーとともに、大阪の観光資源やポテンシャルを活かした都市魅力の創出・発信

に精力的に取り組んだことにより、大阪がインバウンドを含め多くの来訪者を迎え、都市としての存在感を高めることができたと認識。

○ 一方で、観光客の一部地域への集中も課題であり、府内周遊の促進は、府域全体のにぎわい創出に加えて、訪問先の分散化などオーバーツーリズム対策としても重要なテーマであることから、新たな都市魅力創造戦略の検討においても積極的に議論を行っているところ。

○ 府内周遊の活性化に向けては、観光客の行動分析をはじめ、多様なデータも活用しながら、府内各エリアの観光コンテンツを面的に結び付け、一体的に周遊促進の取り組みを進めるなど、事業展開の強化を図ってまいります。

ご答弁にもある観光客の行動分析については、様々なデータの活用が非常に重要になります。大阪府においての観光データをしっかりと収集活用していく体制を早期に組んでいただくことに加えて、大阪府域全体での観光資源の活性化や、新たな事業展開の強化に向けて具体的に支援を推進していただきたいと考えています。

例えば、大阪市内においては観光コンテンツのエリア感について、一定のエリア間が分けられている状況にある一方、府内の周遊に関しては、まだ観光周遊のエリア設定がはっきりとできていないように感じます。

歴史文化をニーズとされる観光客の方々、地域資源、例えば農業や漁業といった体験型のコンテンツを求められるの方々、ゆったりとした地域で自然を楽しみながら宿泊滞在を求めるの方々など、適切なニーズに合わせた府内周遊を実現するための観光コンテンツを的確に結びつけていくような取り組みが求められると考えられます。

さらに、ナイトタイムエコノミーの取り組みにおいては、たとえば万博跡地の一部を活用し、市街地から離れた地区で、eKYC、いわゆる電子本人確認技術を活用した形のナイトパークを実現したいと言われる企業がいるなど、コンテンツの充実においてはまだまだ民間連携の可能性も多岐に渡ると考えます。

こういった観点も踏まえ、新たな戦略においては観光コンテンツの強化を府内市町村とも連携し力強く推進いただきますようお願いいたします。

## (1 1) 観光誘客に関する市町村支援について

大阪府の宿泊税は、2025年9月から税率の引き上げ及び免税点を引き下げた結果、今年度の税収見込みは、対前年度決算額からプラス約47億円の約80億円となっています。宿泊税は主に観光振興施策に活用され、市町村支援事業、MICE誘致、周遊促進等多岐にわたって充当されています。

このような中、我が会派では、昨年12月、知事に対して「市町村が創意工夫を凝らした観光施策を自由に展開できるよう、府がより緊密に連携して支援体制を強化すること。これにより、府内各地が連携して魅力的な周遊観光ルートの形成を促進し、大阪市内でリスクとなりつつあるオーバーツーリズムの抑制を図るとともに、持続可能な観光地域づくりの実現を目指すこと。」との提言をしたところです。大阪市内だけではなく、府内全体の広域周遊と消費拡大の実現を図るには、行政・経済界・地域の団体など様々な主体と連携を図ること、とりわけ市町村の積極的な関わりが不可欠です。

現状では、宿泊税を活用した市町村の観光振興への取組を支援する補助金については、令和6年度当初予算額に占める執行率が約63%と、十分に活用がされていない状況であると言えます。

これは、当該補助金が市町村にとって十分に活用しにくいところに要因があると考えられ、その改善に向けて、市町村からは補助率の引上げなどを求める声を多数聞いています。

そこで、大幅な税収増加が見込まれるこのタイミングで、当該補助事業を見直し、市町村にとって活用しやすいものへ改善すべきと考えますが、府民文化部長のご所見をお伺いします。

(府民文化部長答弁)

○ 大阪が国際観光都市として成長・発展を遂げるためには、大阪・関西万博によって高まった知名度や都市のプレゼンスを一過性のものとせず、府域全体における都市魅力をさらに高めることが重要。

○ そのためには、府と市町村が一体的な施策展開を行うことが効果的であると考えており、これまで市町村が実施する受入環境整備や誘客促進に関する事業を支援してきたところ。

○ 議員お示しのとおり、市町村からは、交付決定前着手の承認や複数年度事業への補助など様々な要望をいただいております、このような意向も踏まえながら、今後も制度の拡充を図るなど、観光を取り巻く環境の変化や来阪者のニーズを踏まえた観光振興が府域全体で推進されるよう、市町村をしっかりとサポートしていく。

宿泊税を徴収する府としての責任を果たすため、市町村とも正面から向き合い、その税収を市町村へ的確に還元し、地域の観光資源充実を図り、大阪府域全体での観光振興をより一層促進することを強く要望します。引き続き、この課題については議論を重ねていきたいと思ひます。

## (12) 府営公園の迷惑行為への対策について

次に、府営公園の迷惑行為対策についてお伺ひします。

公園は不特定多数の人が出入りするため、騒音などの迷惑行為に対する苦情もあり、誰もがいつでも安心・快適に公園を利用するためには、これら苦情への丁寧な対応が重要と考えます。

現在、公園を日常的に管理している指定管理者では、昼間の定期的な園内巡視に加え、必要に応じて夜間巡視も行うとともに、迷惑行為のある場所には監視カメラを設置するなどの対策を講じていることは承知しています。しかしながら、一部の公園では、未だに夜間の騒音などの苦情を聞きます。

このような状況から、さらなる対策が必要と考えますが、府から支払われる指定管理委託料の範囲内で対応する仕組みであることから、指定管理者の対応だけでは限界があると思ひます。これまでの指定管理者による対策に加え、府が直接監視カメラを設置するなどの安全対策を進めていくべきと考えます。

そこで、府営公園の迷惑行為への対策について、都市整備部長にお伺ひします。

### (都市整備部長答弁)

○府営公園における迷惑行為への対策については、これまで、指定管理者が行う対策に加え、府も必要に応じて対策を講じ、府民が安全に公園を利用できるよう努めてきた。

○具体的には、服部緑地において、夜間に禁止しているバーベキューなどの迷惑行為が続いていたことから、今年度、府として必要な予算を措置し、利用が増える春から秋にかけて夜間巡視を追加で実施した。

○また、これまで施設監視等の観点から指定管理者が設置してきた監視カメラについては、久宝寺緑地における公園施設の不適切利用をきっかけに、地域や大阪府警察と協議の上、利用者の不安を解消することを目的に、今年度、府が新たに7基設置した。

○ 今後も、府民からの苦情などを踏まえ、各公園の状況を把握するとともに、必要な対策の検討・実施にあたっては、指定管理者や関係者と連携し、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、取り組んでいく。

指定管理者だけに任すのではなく、設置者としての責務を果たし、府民が安全・安心して利用できるよう強く要望します。

### (13) 地域公共交通の確保・維持について

地域公共交通の確保・維持に向けた、府の市町村等への支援についてお伺いします。

府域では、路線バスの長期的な利用者減少による事業者の経営状況の悪化や、バス運転士不足等により、南河内地域における金剛バス廃止以降も府内17市町村・39系統でバス路線が休廃止されている等、地域公共交通の確保・維持は喫緊の課題です。

府はこれまで、市町村等に対する技術的な助言や、バス事業者に対して運転士確保の取組等を支援してきましたが、今後、これらの取組だけでは、地域公共交通を持続することは難しい状況にあると考えたことから、我が会派からの『令和8年度大阪府予算についての要望』として「地域公共交通は市町村の役割」という従来の考え方から一步踏み出し、財政面も含めた直接支援を行うよう知事へ提言を行いました。これを踏まえ都市整備部では、市町村等への新たな支援制度を創設するため、令和8年度当初予算案に計上したと聞いています。

そこで、地域公共交通の確保・維持に向けて、今後どのように市町村等を支援していくのか、また、先導的モデル事業として、南河内地域で行う自動運転バスの実証実験に向けた取組状況はどうなっているか。都市整備部長の考えをお伺いします。

(都市整備部長答弁)

○地域公共交通の確保・維持に向けて、これまで、市町村による地域公共交通協議会等に参画し必要な助言等を行うとともに、府内を4ブロックに分けた意見交換会を開催し、先進事例の紹介など行っている。

○しかしながら、地域公共交通をとりまく状況は依然厳しいことから「地域公共交通は基本的には市町村の役割」という従来の考え方に立ちつつも、地域公共交通の

確保・維持に向けて一步踏み出し、市町村等が行う取組に対し直接的な支援を実施していきたいと考えている。

○具体的には、令和8年度から、広域路線を対象に、路線バスの維持や代替交通の導入にあたり、事業者や市町村の大きな負担となっている車両購入費等への補助を行う予定。

○引き続き、市町村や事業者の意見を聞きながら、地域公共交通の確保・維持に向けて支援していく。

○また、南河内地域での実証実験においては、安定的かつ安全な走行を確保するため、1月30日から車両の販売元の敷地内で専門家の意見も踏まえた車両の特別点検及び試走を実施している。

○なお、車両の試走を行う中で、一部の車両に不具合が生じたため、その原因について現在調査をすすめているところ。不具合にしっかり対応し、大阪メトロと連携して安全性の確保に取り組んでいく。

府域における相次ぐバス路線の廃止・減便により、府民は生活のための交通手段が失われることへの不安を感じており、これは大きな課題です。

地域内の移動から地域間をつなぐ広域の移動も含め、府域全体の地域公共交通を確保・維持していくことが重要です。

現在見直し作業中と聞いている公共交通戦略の中にも、広域行政である府の役割をしっかりと位置付け、将来にわたり必要な公共交通サービスが確保・維持されるよう、府として取り組んでいただくようお願いいたします。

また、南河内地域における自動運転バスの実証実験で用いるバス車両については、昨年10月の販売元への国土交通省立入検査、11月のリコール、そして今回の試走中の不具合と、立て続けに問題が発生しており、私としては、大変由々しき事態だと考えています。

実証実験で用いるバス車両は、大阪メトロが調達を担い、またその所有者でもあることから、一義的には府に責任がないかもしれませんが、不具合の原因等の調査を進めることはもとより、今後、大阪メトロと連携し、安全確保に万全を期すよう、より一層の取組を強く求めておきます。

#### (14) 自転車の交通死亡・重傷事故抑止に向けた取組について

本年4月1日から自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる「青切符」の導入がはじまりますが、「本制度が開始されればどのような行為が取締りの対象なのか教えてほしい。」という声が届いております。

そのような中、大阪府内においては、自転車の交通ルールを府民に周知するため、街頭における啓発チラシの配布による広報啓発や交差点での警察官による交通指導取締りなど、様々な取組を進めていただいていると承知しており、以前よりも法律を守り、車道の左側を走行する自転車を多く見かけるようになるなど、自転車の交通ルールが徐々に府民に浸透してきているように感じています。

一方で、大阪府下の自転車事故の状況は、昨年末で見ると、自転車乗用中の交通事故死傷者数は3年連続、重傷者数は10年連続で全国最悪となるなど厳しい状況であり、また、年齢別で死傷者数をみた場合、高校生世代が突出しているとも聞いています。

私は本年こそ、このような危機的状況から脱するためには、自転車に関する広報啓発に加え、交通安全教育や取締りをさらに推進するとともに、自転車の通行区分をわかりやすく表示するなど、自転車通行空間の整備を推進することも重要であると考えています。

そこで、自転車の基本的な交通ルールの周知に向けた広報啓発と自転車通行空間の整備に向けた取組について都市整備部長に、高校生世代を中心とした自転車の安全利用に向けた取組について教育長に、自転車に対する交通反則通告制度の周知と指導取締りの考え方について警察本部長にお伺いします。

(都市整備部長答弁)

○まず、自転車の基本的な交通ルールの周知に向けた広報・啓発に関しては、これまでもチラシやルールブックの作成・配布のほか、自転車シミュレータを活用した安全講習会や、春・秋の全国交通安全運動をはじめとした関連イベントにおける交通安全教室などを通じ、府民に対し幅広く周知・啓発に努めてきたところ。

○引き続き、自転車の基本的な交通ルール遵守に向けて、これまでの取組に加え、SNSを活用したインフルエンサーによる情報の発信など、効果的な広報・啓発に努めていく。

○次に、自転車通行空間整備の取組については、本府の「自転車通行空間10か年整備計画(案)」に基づき、自転車関連事故が多い区間などを優先的に、自転車専用通行帯や青矢羽根型路面標示などの整備を進めてきたところ。

○本計画の目標である延長約200kmについては、今年度末までに整備が完了する予定であり、来年度以降は、これまでの整備に加え、市町村の自転車ネットワーク計画との接続など、更なる自転車通行空間の充実に向け、新たな計画を検討している。

○今後とも、市町村など関係機関と連携し、誰もが分かりやすい自転車の交通ルールの周知・啓発に努めていくとともに、自転車通行空間の整備を進め、自転車の安全対策に取り組んでいく。

#### (教育長答弁)

○高校生が自転車事故の被害者にも加害者にもならないためにも、改正道路交通法等を含む交通ルールの周知・啓発は重要と認識。

○そのため、府立学校長が集まる場において、本制度が16歳以上に適用されることを踏まえ、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導を徹底するよう、指示した。

併せて、小中学生自身の安全に対する意識も高める必要があることから、市町村教育委員会に対する指導・助言事項に同趣旨を記載し、各教育長に対して説明したところ。今後、市町村教育委員会担当部署に対して交通安全教室の実施を強く依頼していく。

○また、昨年度、府警本部と協働で立ち上げたSafety Bicycle推進校は、当初の6校から70校に拡大し、今年度の夏には交通安全について話し合う「つながるサミット」を開催した。推進校においては、青切符に関する動画やポスターを作成するなど、生徒が主体となって啓発に取り組んでいる。引き続き、本取組みを通じて、生徒自ら交通ルールやマナーを遵守する態度の育成に努めてまいり。

#### (警察本部長)

大阪府警察におきましては、本年4月1日から導入される自転車に対する交通反則通告制度について、府警ウェブサイトやSNSに啓発動画を掲載しているほか、大阪府下の学校、自動車教習所、大阪府老人クラブ連合会などに対する啓発チラシの配布提供、関係機関・団体と連携した各種交通イベントの実施など、あらゆる機会を活用し積極的な周知に取り組んでおります。

また、自転車の取締りについては、交通事故につながる危険な行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為に対する取締りを強化しております。

引き続き、大阪府警察としましては、様々な広報媒体を活用して丁寧に制度の周知を図るとともに、自転車の悪質・危険な違反行為に対する取締りを推進し、一人でも多くの府民の皆様が自転車の正しい交通ルールを理解し、実践していただき、自転車乗用中の悲惨な交通事故が一件でも少なくなるよう、取り組んでまいります。

まずは各部局にわたり、周知啓発を徹底いただくことが重要であると考えておりますので、それぞれの取組を引き続き推進いただくようお願いいたします。

また、自転車通行空間の整備については自転車事故防止の観点からもさらに安全対策の観点から着実に進めていただくことを求めます。

### (15) 「ウィズユ－おおさか」について

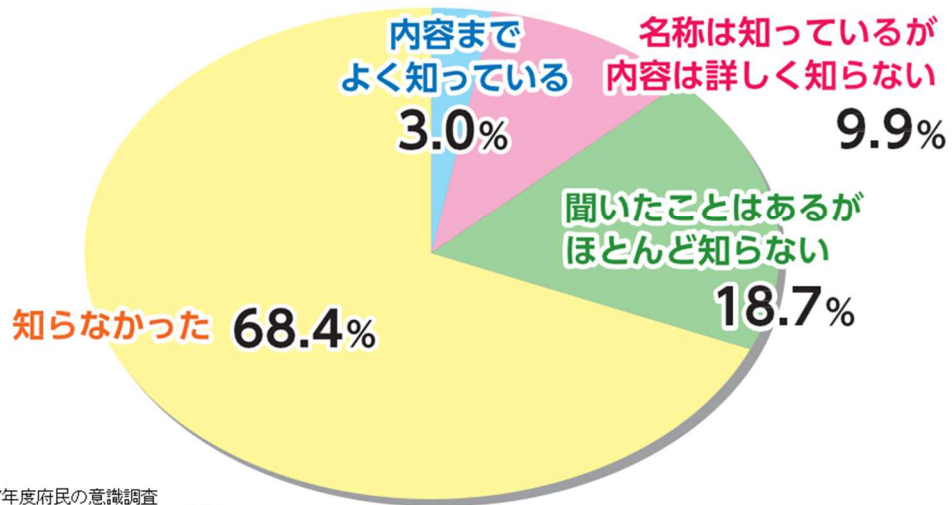
①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、今年度から府が委託事業として主体的に運営しており、令和7年10月には、民間病院から、こころの健康総合センター建物内への移転が完了しました。通称も「ウィズユ－おおさか」に決まり、新たに運営を開始したところです。

現在、「ウィズユ－おおさか」は、受託者である「NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO」が運営し、様々な被害者支援を行っていますが、実際に「ウィズユ－おおさか」に相談・来所された約6割を20歳未満が占めている状況です。このため、継続的な被害者支援のみならず、若年層が加害者や被害者にならないよう、性暴力の防止に資する性教育が重要であると考えます。

学校では、国が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材や指導の手引き等に基づいて、性教育を実施していると聞いていますが、「ウィズユ－おおさか」を所管する危機管理室としても、これまで以上に教育庁と連携し、「ウィズユ－おおさか」の認知度の向上等に向けた、取組を強化していく必要があります。

実際に府民の意識調査を行った結果からも、認知度がかなり低く、認知度向上は課題であると考えます。

## ワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」について この施設に対するあなたの認知度についてお聞きします



出典：令和7年度府民の意識調査  
(大阪維新の会大阪府議会議員団)

④

そこで、教育庁と連携した学校現場における性に係る教育の充実や、性暴力被害の相談先である「ウィズユーおおさか」の周知啓発にかかる取組について、危機管理監にお伺いします。

### (危機管理監答弁)

○性暴力被害や、その深刻化を防止するためには、早期から適切な支援を受けることができる「ウィズユーおおさか」を広く周知し、万が一、被害にあった場合には速やかに相談してもらうとともに、特に被害が多い若年層への性教育が重要と認識。

○このため、今年度から教育庁と連携のうえ、教職員が参加する研修会等を活用し、生徒から被害相談があった際の心得や注意事項等を説明するとともに、「ウィズユーおおさか」の概要や支援内容の周知などを行っている。

○また、「ウィズユーおおさか」の認知度向上に向け、「大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議」の委員や被害当事者の意見を踏まえ、分かりやすく相談しやすいチラシを作成し、府内の全高校生に配布するなど、周知啓発に取り組んでいるところ。

○これらの取組を継続的に実施するとともに、今後は、「ウィズユーおおさか」から講師を派遣し、学校における性犯罪・性暴力被害に関する出前授業の実施について、府教育庁に協力いただき、学校にアプローチを行うなど準備を進めていく。

○引き続き、様々な関係機関と連携し、社会全体で性暴力を許さない機運の醸成に努めるとともに、被害の防止に向けた、切れ目のない支援体制を構築していく。

②「ウィズユーおおさか」に寄せられた性暴力被害の相談件数は、昨年度の3,398件から、今年度は12月時点で3,440件となっており、既に昨年度より増加している状況です。

性暴力被害については、周りに相談しにくいことから、暗数となっている事案も多い中、相談件数が増加していることについては、「ウィズユーおおさか」の認知が進み、支援の取組等への信頼が高まっていると受け止めています。

一方で、これまでは、「NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO」が民間病院内において、民設民営で支援活動を行っていましたが、昨年度には、事業の運営・継続が困難な状況に陥りました。そのような中、府は、令和7年度から、被害者支援を委託事業として、新たに必要な予算を確保したことから、現在も「ウィズユーおおさか」において、支援活動を継続できています。

そこで、性暴力被害者への支援を安定的・継続的に実施するためには、相談件数の増加に伴う支援員の体制や、病院拠点型から協力医療機関との連携型への移行に伴うネットワークの構築等、状況の変化や実態にあわせ、府として「ウィズユーおおさか」の支援活動に必要な予算を確保していくことが重要だと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

#### (知事答弁)

○「ウィズユーおおさか」については、大阪で唯一の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとなっており、私自身も、被害者支援には欠かせない重要な施設だと認識している。

○このため、被害者に寄り添った支援を適切な場所で提供できるよう、相談件数の増加や、病院拠点型から連携型への移行等の変化を踏まえ、令和8年度当初予算では、支援員の増員や、協力医療機関への協力金等に必要な経費を計上し、今定例会で御審議をお願いしているところ。

○今後とも、被害者支援事業の安定的・継続的な実施に向けて、被害や相談状況のほか、「ウィズユーおおさか」の運営体制や、医療機関などの関係機関等の意見も考慮し、必要な予算の確保に努めていく。

#### (16) 赤ちゃんポストについて

泉佐野市において、導入の検討が進められている、いわゆる赤ちゃんポストは、匿名での子どもの保護を可能とする最後のセーフティネット

としての役割が期待されるという評価や、親子の命と安全を守る重要な取組との声がある一方で、ゆりかごへの預け入れを前提とした孤立出産の助長や長距離移動により母子の生命が危険な状態に陥ること、一部において安易な預け入れにつながっている面、預け入れられた子どもの出自を知る権利の保障の観点など、様々な課題も指摘されています。

また、その設置にあたっては、子どもの安全な受け入れ体制、医療機関・児童相談所との連携、緊急時の対応、児童福祉法等に基づく適切な保護措置など、多岐にわたる仕組みづくりが求められることから、基礎自治体だけではなく広域行政である府の積極的な関与が不可欠であります。

そこで、泉佐野市が赤ちゃんポストの運用を開始するとなれば、府において、赤ちゃんポストに預け入れられた児童を要保護児童として受け止め、適切に対応できる体制を構築すべきと考えますがご見解はいかがでしょうか、福祉部長にお伺いします。

(福祉部長答弁)

○ 泉佐野市が設置を目指している、仮称「赤ちゃんのゆりかご」について、現在、市から具体的な事業計画等は示していただけていない状況ですが、府としても、課題の検討等に取り組んでいるところです。

○ 児童が預け入れられた場合、泉佐野市には児童の保護や措置等の権限はないため、要保護児童の一時保護やその後の支援については府の子ども家庭センターが担い、責任を持って対応していく所存です。

○ しかしながら、府外からの預け入れも予想される中、新生児を受け入れる乳児院や里親のひっ迫及びそれに伴う実施医療機関での一時保護の長期化、また、府の子ども家庭センターの業務量の増加も想定されるため、現在の対応体制では支障が生じる可能性が高く、乳児院・里親等の受け皿の確保や、府子ども家庭センターの体制強化など、十分な検討・整備が必要と考えています。

○ 泉佐野市には行政主体の取り組みとしての責務と課題をしっかりと検討いただき、今後市から示される具体的な事業計画等をもとに、府と市の役割分担等について丁寧に協議・調整を重ねるとともに、府内の要保護児童の対応に支障が生じることのないよう、体制を構築していきたい。

赤ちゃんポストの導入は、命を守る可能性を持つ一方で、制度設計を誤れば新たな課題を生む極めて重い政策判断となります。府として、泉佐野市の検討状況を注視するのみならず、広域行政としての責任を十分

に自覚し、子どもの最善の利益を守る体制を先手で構築されることを強く要望いたします。

### (17) 第3期ギャンブル等依存症対策推進計画について

次の質問に移ります。令和8年度から10年度までを計画期間とする第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画案が今年度末に策定するとお聞きしていますが、次期計画において、お悩みのご本人や家族への相談支援の強化や身近な医療機関での医療提供体制の充実、(仮称)大阪依存症対策センターの設置準備など、大阪府独自の対策を積極的に講じていくべきです。

これまで、依存症対策センターについては、1日も早い立ち上げに向けて具体的なロードマップを示し、基本計画の作成などに着手するとともに、同センターが担う機能・役割の試行実施を進めるべきと申し上げてきました。

そこで、次期推進計画ではどのような取り組みをしていくのか、また、次期推進計画の重点施策でもある依存症対策センターの開設に向けた準備は具体的にどのように進めるのか、併せて健康医療部長にお伺いします。

(健康医療部長答弁)

○ギャンブル等依存症については、現在も悩みを抱えているご本人やご家族がおられるなか、予防や相談・医療・回復支援の充実に向けた関係機関との連携が、より一層重要であると認識。

○このため、次期推進計画においては、重点的な取り組みとして、特に若年層向けへの予防教育や、民間支援団体・法的なサポートを行う司法等とのネットワーク強化による切れ目のない支援、また、外来や必要に応じて入院により専門的な治療を受けることができる医療提供体制の充実に取り組んでいくこととしている。

○お示しの(仮称)大阪依存症対策センターについては、開設を想定した試行実施を来年度から行うこととしており、生成AIやバーチャル等のデジタル技術の活用や関係機関等と連携したオンラインでの相談支援などを行う。あわせて、交通の便がよい場所での実証実験も行う予定。

○これらの試行実施の検証も行いながら、普及啓発から回復支援までセンターが担う機能の具体化を進め、基本構想・計画を作成していく。

○また、こうした取組を計画的に推進していくため、来年度から健康医療部内に開設に向けた準備チームを立ち上げ、同センターについては、IR開業予定の前年度である令和11年度の開設に向けて、着実に取り組んでまいります。

今後、基本構想・計画の作成等、大阪府が他府県よりも率先したギャングブル依存症対策の推進を実施し、センター設置に向けては着実な整備を進めていただけるよう取り組みを求めておきます。

### (18) 居住地によらない難聴児支援について

昨年9月議会においては、難聴児に対する手話言語獲得支援の重要性や、「出張こめっこ」の取組状況、さらに条例制定から、社会環境が大きく変化する中、ICT等の新たな技術の活用可能性について議論を行いました。

府としても、支援機会の確保や専門性の高い支援者の確保が、引き続き課題であるとの認識が示され、また、手話言語条例評価部会をはじめ、当事者・保護者・支援者の声を丁寧に聞きながら支援の在り方を検討していくとご答弁いただきました。こうした議論を踏まえ、改めてお伺いします。

先天的に聴覚に困難のある子どもを含め、聞こえに不安を抱えるすべての子どもが乳幼児期から手話言語を獲得することは、子どもの発達や親子の愛着形成に重要であり、手話言語獲得を支援することは、人工内耳等による聴覚を活用した療育を後押しすることと併せて不可欠な支援です。

大阪府では条例に基づき専門機関による早期支援が行われていますが、地域によるアクセス格差があり、身近で継続的な支援を求める声が多いです。

そこで、医療・保健機関と相談支援窓口「ひだまり・MOE」の連携を強化し、早期から専門的相談につながる体制を整備するとともに、居住地による支援への格差の解消をどのように進めていくのでしょうか。

特に、居住地に左右されず支援を受けられる仕組みの導入に向け、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型の手話言語獲得支援や地域での対面支援を充実させるべきと考えますが、検討状況を福祉部長にお伺いします。

(福祉部長答弁)

○お示しの支援機会の確保や専門性の高い支援者の確保などの課題解決に向け、手話言語条例評価部会をはじめ、当事者等、関係者のご意見を伺いながら、アクセス

をより容易にするためのオンライン活用や、医療・保健機関などの専門性の高い相談支援機関との連携強化方策について来年度の実現に向け検討しているところ。

○ 乳幼児に対する手話習得支援は、基本的には難聴児が集まる場において対面で支援を受けられることが重要であり、アクセス格差の解消に向けて「出張こめっこ」の取組を進めているが、距離や時間の制約により支援を受けることが難しい場合の補完手法として、お示しのオンラインの活用も組み合わせたハイブリット支援の導入に向けて、専門家の意見も伺いながら検討を進めていく。

○ 居住地に左右されず支援が届く体制の構築に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

### (19) 医療的ケア児者の支援体制について

続いて、医療的ケア児・者の支援体制について伺います。

医療的ケアが必要な障がい児者を地域で支える体制を充実させていくためには、日中活動の支援と夜間支援が分断されることなく、同一の事業所が切れ目なく支援を行える仕組みづくりが望まれていると聞いています。

ところが、医療的ケア児者の日中活動の支援を行う事業所が短期入所を行う際には、様々な要因が重なり受け入れを拡大させられない状況にあります。こうした状況が続くことは、支援体制の充実を求める医療的ケア児者にとって非常に深刻な課題であります。

医療的ケア児者を受け入れる短期入所が増えない背景や阻害要因についてどのように捉えているのでしょうか。また、府としてどのように取り組まれるのか、福祉部長にお伺いします。

(福祉部長答弁)

○ 医療的ケアが必要な障がい児者は生活環境の変化により心身の状態に影響を受ける場合もあることから、日中に支援を行っている事業所が夜間支援として短期入所も担うことで、利用者の安心感や生活のしやすさの向上につながると理解している。

○ 一方で、日中活動の支援を行う事業所が短期入所を実施するにあたっては、夜間に使用する居室の整備に関する制度上の制約や、追加的な人材確保の必要性といった様々な課題があり、短期入所の整備が十分に進んでいない側面があると考えられる。

○ 大阪府としては、日中活動の支援を行う事業所が支援体制の充実を図ることができるよう、まずは事業所に対し、医療的ケア児者を受け入れる短期入所の整備が進まない背景や阻害要因について聞き取るなど、現場の実態把握を行い、必要に応じ

て国への働きかけや、利用者等のニーズを踏まえた府の施策につながるよう努めてまいる。

## （20）がん検診受診率向上に向けた取組について

大阪府におけるがん検診の受診率は、がんの種類にもよるが、約4割程度と、依然として低い状況にあります。がんの予防のためには、有効性が認められている検診の受診が重要であり、我が会派ではかねてより、大阪府のがん死亡者数の減少に向け、早期発見につながるがん検診の受診率向上に向けた取組みの必要性を提起してきました。がん検診の受診率が低いことは、府民の健康にとって大きな課題であると考えています。

がん検診に関心を持ってもらうためには、もっと府民の目に留まるよう一人ひとりに浸透するような取組みや適切な受診勧奨のために職域も含めた受診者の把握が必要と考えますが、がん検診の受診率向上のため、府として、今後、どのように取り組んでいくのでしょうか。健康医療部長にお伺いします。

### （健康福祉部長答弁）

○ 本府におけるがん検診の受診率は上昇傾向にあるものの、依然として全国と比較すると低い状況であることから、府民のみなさんに、がん検診も含めた健康への関心を高めてもらい、行動変容につながる啓発が必要と認識。

○ このため、次年度は、大阪にゆかりのある著名人を「おおさか健活大使」に任命し、特定健診とがん検診の対象年齢が重なる40～50歳代をターゲットに、SNSでの発信やイベントへの参画、保険者や市町村と協働したキャンペーンなど、年間通じて継続的な啓発を実施する。

○ また、お示しの職域も含めたがん検診の受診状況については、正しく把握できる仕組みとなっていないため、国において、令和11年度以降の本格実施に向けて、市町村が一体的に管理・把握できる仕組みの構築が進められており、今年度から先行して吹田市がモデル事業に参画中。

○ これら国の動きや府における啓発等の取組みを通じ、市町村や関係機関等とも連携し、受診に向けた行動変容を促すとともに、受診状況の適正把握に努めることで、府域全体の受診率向上につなげていく。

## （21）がん治療経験者の運動機会の創出について

医療の進歩に伴い、がんの5年生存率は向上傾向にあるものの、がんを経験されたあとの人生が長くなり、治療中・退院後の体調や体力・筋力が戻らず、日常生活等に影響が生じているなどの悩みを抱えている方もおられると聞きます。がん治療経験者の方が、治療後の身体の不調や体力の向上等のために、自ら運動・体力づくりに取り組める機会を創出することが必要と考えますが、健康医療部長にお伺いします。

(健康医療部長答弁)

○ がん治療経験者の方が、自らの回復力を高め、本人が望む日常生活を送るためには、体力づくりにつながる運動機会を創出することが重要。

○ 大阪国際がんセンターでは、全国で初めて独自の認定資格として、フィットネス企業と共同し、患者のニーズに応じた運動支援を行う「がん専門運動指導士」の養成・認定事業を令和3年度から開始し、現在約270名が全国で活躍している。また、がんセンター敷地内の患者交流棟において同企業が運営する日本初の「がん患者専用」の運動支援センターにおいて、認定資格者ががん患者の体力づくりをサポートしている。

○ 府では、同企業と昨年11月事業連携協定を締結し、自宅で手軽にできる運動を紹介する動画を府HPで公開するとともに、3月には、がん治療経験者とその家族等を対象とした、学びながら楽しく体を動かす体験イベントも実施予定。

○ これらの取組みを、府内のがん診療連携拠点病院等にも共有することで、がん治療経験者の方の運動機会の創出につなげ、QOLの向上に努めていく。

がん検診の受診率向上は更なる啓発とともに、府民が実際に受診できる環境整備が重要です。職場の健康診断とセットでの受診や費用補助、土日検診の実施など、府民が真に求める施策の展開に力を入れていただくことを強く要望いたします。

## (22) HPVワクチンの接種促進について

次にHPVワクチンの接種促進について質問します。

子宮頸がんは、がんの中でも若年層で発症する割合が比較的高いことが特徴であり、年代別の発症割合をみると、20代から増え始め40代にピークを迎えるとされ、我が国の25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによるものです。また、全国では毎年約3,000人の女性が死亡しており、府内では、2020年の子宮頸部のがんによる死亡は全年齢で207人とされています。

この子宮頸がんの予防には、原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチン接種が有効であり、現在は、小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女性を対象に、定期予防接種として実施されていますが、一時期、積極的勧奨が控えられていたこともあり接種率は低い状況であると聞きます。

府においては、これまでも学校等を通じ、接種対象である児童・生徒への啓発に取り組んでいただいておりますが、接種を受けるかどうかは、児童・生徒が保護者に相談して決めることが多いのではないのでしょうか。

そこで、接種率の現状と接種対象となる児童・生徒の保護者に対する啓発について健康医療部長のご所見をお伺いします。

(健康医療部長答弁)

○HPVワクチンに関して、最も多く使用される9価ワクチンは、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を約8割から9割防ぐ効果がある。また、ワクチンに副反疑似報告の頻度は0.007%であり、昨年10月の国の厚生科学審議会でも安全性について重大な懸念は認められないと評価されているところ。

○HPVワクチンは複数回の接種が必要であり、昨年末時点において、府内の高校1年生に相当する年齢の累積初回接種率は約50%となっている。積極的勧奨が再開された令和4年の約25%と比べ増加しているが、さらなる接種率の向上には、保護者に対しても、ワクチンの有効性・安全性等に関する正しい知識の普及が重要と考えている。

○実施主体である市町村では、個別勧奨や啓発動画を作成するなど、保護者の理解促進につながる取組みが行われており、府においても、SNS等による情報発信や副反応に関する相談窓口の設置をはじめ、教育庁等と連携し、学校へのチラシ配布や教員向けセミナーを共同で開催するなど、周知啓発に取り組んできた。

また、本年3月には新たに親子向けイベントでの啓発セミナーや、映画館での啓発動画の放映などを予定している。

○さらなる接種率の向上のため、これまでも、対象者や保護者に対し意識調査を実施してきたが、次年度はさらに、近年の積極的勧奨の取組みによる、HPVワクチンの認知度や理解度を把握するほか、接種をしなかった理由等を調査し、専門家にも意見を伺いながら、より効果的な普及啓発に取り組んでまいらる。

府においては、接種対象者である児童・生徒やその保護者に対し、HPVワクチンの安全性や有効性に関する周知啓発等、様々な取組みを行っ

ていただいていることはわかりましたが、HPVワクチンの接種が、本当に必要なのかという悩みを学校関係等の方たちから聞きます。

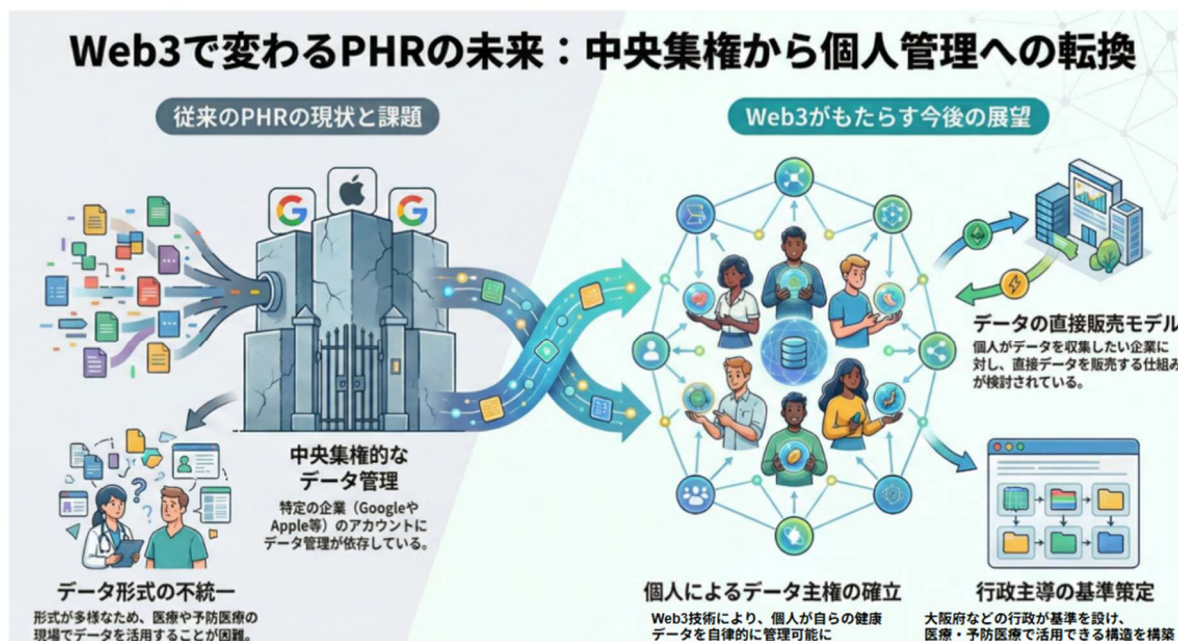
継続して、丁寧に説明していくことが必要です。現状の接種率をさらに上げていくためには、実施主体の市町村だけでなく、府においてもこれまで以上に主体的に取り組んでいただくよう要望しておきます。

### (23) 「カラダ測定ポッド」事業との連携について

最後に「カラダ測定ポッド」事業との連携についてお伺いします。

2025年大阪・関西万博の大阪ヘルスケアパビリオンなどで人気を博した「カラダ測定ポッド」は様々な健康データを測定できるもので、昨年11月からは、民間事業者が大阪駅などターミナル駅等でサービスを開始しています。このサービス事業者との窓口は、万博推進局からスマートシティ戦略部が引き継ぐと聞きました。

一方、昨年9月の我が会派の代表質問では、スマートシティ戦略部長から、スーパーシティ制度により、WEB3によるPHR利活用の認証基準等の特区提案を実施し、国等との協力のもと、実証をスタートさせたとの答弁があり、関係府省との調整や実装に向けた取組も順調に進んでいると聞いています。WEB3は、信頼性と安全性の高い技術で、PHRなどのデータを、本人が主体的に管理できる特徴があります。



イメージ図：生成AIにて大阪維新の会大阪府議会議員団が作成

(5)

我が会派としては、PHRを社会全体で活用することで、健康づくりをより身近なものにし、ひいては、医療費全体の抑制にもつながる社会を実現していくために、今後、スマートシティ戦略部の取組と「カラダ測定ポッド」事業との連携を進めていくべきと考えますが、この点についてスマートシティ戦略部長にお伺いします。

(スマートシティ戦略部長答弁)

○お示しのWEB3技術を用いたPHR利活用の取組は、民間企業や大学等からなるコンソーシアムを立ち上げ、現在、スマートヘルスアプリから得られるデータをヘルスケア分野の専門家等と安全に連携するなどの実証を進めているところ。

○こうした新技術の活用については、現状、個人情報保護法上の扱いなど、ルールが明確ではない面があり、実証を通じて、今年度中に、一定のサービス水準等を確保していくためにPHR関連事業者が遵守すべきガイドラインを整理できる見込み。

○府としては、実証の成果を踏まえ、「カラダ測定ポッド」で得られるデータのWEB3技術による利活用等に向けた連携も図りながら、国や事業者等とともにPHR関連事業を民間企業等が展開しやすい環境づくりを進めていきたい。

Web3を用いたPHRの利活用については大いに価値があると考えています。

現在までのPHRデータについては、様々なアプリケーションを介して運動や睡眠、食事栄養管理等をはじめ多くの種々様々な情報を収集していましたが、それらの情報の多くが事業者側に一極集中して管理され、利用実態も含め、個人からは見えにくい構造となっています。

Web3を活用することで、データの保有主体を事業者から個人へと転換し、本人の明示的な同意に基づき、企業・医療機関等との間で安全かつ追跡可能なデータ流通を実現することが可能となり、「サービス提供と引き換えに一方向的に情報を差し出す」構図から、個人保有データの価値を適切に評価しつつ、最適なパーソナルサービスや公衆衛生・医療分野での活用につなげる、新しい市場・社会のあり方が拓けると考える。まずは答弁にある通り、遵守すべきガイドライン整理から着手いただき、医療分野においても活用可能性を導けるよう、連携を進めていただくことをお願いいたします。



今回の代表質問を通じ、副首都大阪へ向けた想いと、これを形成する具体的な政策議論を経て、改めて大阪には副首都へ向かうポテンシャルと実効性があると強く感じています。

今後、都構想の必要性についても丁寧に議論を進めつつも、知事が描く我が国の成長エンジンの役割を担い、国をけん引する強い地方政府の実現に向けスピード感のある推進を図っていきたいという想いがあります。

副首都大阪の実現、大阪都構想を通じた新たな統治機構改革の成果はきっと、日本全体に波及し、さらに大きな成果を目指していける環境に繋がると考えており、経済成長の起爆剤となるほか、次世代の未来にも大きく影響するという観点から責任ある政治を実行していきたいと考えます。

私自身、過去は児童養護施設で暮らす1人の子どもでしたが、今、こうしてこの場に立ち、政治行政、民間の連携により進んでいく大阪の成長を目の当たりにし、さまざまな環境で育つ多くの子どもたちに、自分たちが描いた道を歩める環境づくり、それを現実にする施策をより早く進めていきたいと改めて想いを強くしたところであり、その役目の一翼を担えることに誇りに思います。

どんな境遇であれど、描く未来を創り、歩いていけるような力強い大阪を実現すべく、まずは府民が直面する様々な課題の解決による真のウェルビーイングの実現に向けた取り組みを進めるとともに、副首都議論、大阪都構想の実現に向け尽力させていただくことを申し上げ、会派を代表しての質問を終わります。ご清聴いただき誠にありがとうございました。